

日米安全保障条約等特別委員会議録 第二十八号

昭和三十三年五月四日(水曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事若本

理事大久保武雄君 理事櫻内

理事三浦武雄君 理事西村

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 秋田 大助君

天野 光晴君 池田正之輔君

石坂 繁君 鍛冶 良作君

加藤 精三君 鴨田 宗一君

賀屋 興宣君 小林 錦君

田中 榮一君 田中 龍夫君

田中 正巳君 床次 徳二君

野田 武夫君 服部 安司君

福家 俊一君 古井 喜實君

毛利 松平君 山下 春江君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

井手 以誠君 岡田 春夫君

黒田 壽男君 滝井 義高君

戸叶 里子君 中井徳次郎君

森島 守人君 堤 ツルヨ君

門司 亮君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

農林大臣臨時代理 菅野和太郎君

理國務大臣 菅野和太郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

防衛政務次官 小幡 治和君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長) 堀本 敏夫君

防衛庁参事官 丸山 信君

(裝備局長) 小林 絹治君

調達庁長官 下田 武三君

外務政務次官 武三君

外務事務官 森 治樹君

(大臣官房審議官) 高橋 通敏君

外務事務官 高橋 泰彦君

(外務事務官) 西村健次郎君

水産庁長官 水産庁次長 高橋 泰彦君

委員外の出席者 門 員 佐藤 敏人君

五月四日

委員田中稔男君辭任につき、その補

欠として滝井義高君が議長の名で

委員に選任された。

本日(五月四日)の會議に付した案件

公聴会開會承認要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるとの件(第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるとの件

(第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う關係法令の整理に関する法律案

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開きま

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるとの件、日本国とア

メリカ合衆国との間の相互協力及び安全保

障条約第六條に基づく施設及び区域並

びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の締結について承認を求
めるの件、及び日本国とアメリカ合衆
国との間の相互協力及び安全保障条約
等の締結に伴う關係法令の整理に関
する法律案、右各件を一括して議題と
し、質疑を続行いたします。滝井義
高君。

○滝井委員 安全保障条約の条約本文
に關連して、二、三の問題を岸總理以
下閣僚關係に質問をしたいと思いま
す。

安保改定の問題が起りましてか
ら、次第に日本の国内に非常な不安の
情勢が起りつつあります。特に、国
民の中には、政党政治、議會政治に對
する言ひ知れぬいら立ちを感じつつあ
ります。特に、この法律案、あるいは
安全保障条約そのものが二月五日に閣
會に提出せられて、予算委員會ある
いはこの委員會で審議が深まれば深ま
るほど、どうもこの条約というものは
非常に侵略性においが強い、あるいは
は、憲法違反の疑いがある、あるいは

は、ますますアメリカに從属するので
はないか、あるいは、中国の敵視政策
というものがますます深まるのではな
いかという疑念と不安が、大きな渦巻
のようになって日本の津々浦々に広が
りつつあります。それは、明らかに、
何人かの委員がここに立って、世論調
査の結果を、巻返し繰り返して述べて
おることからも現われております。し
かも、そういう焦燥感というものは、
この条約に対する不安と疑念ばかりで
はなくして、一つは、やはり岸さん自
身の発する体臭からもきていると私は
思います。それは、たとえば、岸さん
は、私がいつか予算委員會で言ったよ
うに、青年の時代に上杉慎吉博士につ
いて國家主義の憲法を学ばれ、長じて
商工省の役人になって、商工次官にな
り、商工大臣になり、あるいは軍需次
官になつてゐる、そして東条さんと
ともに戦争の道を歩いた、その同じ人
が、戦後になつてから、よわい六十才
になつて、いわゆる政治の脚光を浴び
て内閣總理大臣に就任せられた。その
歩いておる道を見ると、昔から、スズ
メ百まで踊りを忘れずと申しますが、
いつか歩いた道をまた歩いておるとい
う感じが、岸さん自身は歩いていな
いと思うのです。ところが、そういう
感じが、あなたの体臭の中から何かに
おられるような感じがするということ
が、やはり一つの焦燥感に拍車をかけ
てゐると思ひます。

もう一つは……。(医者らしいこと
を言うね)と呼ぶ者あり) 医者だから

と言うから、医者らしい言葉を使つて
みれば、政治的なインフルエンスと申
しますか、いわゆる政治的な流行性の
感冒が今アジアから中近東にかけては
やり始めたということでありまして。た
とえば、アメリカから援助を受けて
おつた自由主義の陣營であり、この条
約にもあるところの、自由な制度を強
化しなければならぬという、その一環
であるお隣の李承晩政権のもとにお
いて、五十万の學生が立ち上がつて、ア
メリカが柱ともつておつた李承晩の
承晩の政權が退場しなければならぬと
いうこと、しかも、この人は四選の問
題を契機として、さらに、台灣でも、
三選された蔣介石に對するいら立ちと
いうもの、あるいは言ひ知れぬ感情が
うつぱつとして起りつつあるという
こと、さらに、遠くトルコにおいて
は、やはり同じようにイスタンブール
でメンデレス政權に對し、その反動性
と言論の圧迫に對して學生が立ち上
がつておるといふことであります。こ
ういふように、いわゆる政治的な流行
性の感冒と申しますか、これが広がつ
ておるといふこと、そして同じよう
な姿が、日本の国内で、あなた自身の
三選をめぐつて与野党内にもこの流
行性の感冒がうつりつつあるというこ
とです。こういうように、とにかく内
外を通じて非常な不安と焦燥の感とい
うものがあることは、歴史の現実とい
ふ。この歴史の現実とは一体何なのか。
もっとその背景を見詰めてみると、ダ
レスの亡霊がさまよつておるといふこ

のこまかいことは少し古くなつてい
ますのでわかりませんが、評価におきま
して差額が出てきておるのでありま
す。その点につきましては、事務局
から御答弁申し上げます。

○塚本(總)政府委員 ただいま長官か
ら申し上げましたように、防衛庁の供
与品の受領調べは昭和三十四年九月末
まででありまして、その間に三カ月間
のズレがあります。そのズレの問題
と、それから日米間に評価の相違があ
ります。これは、アメリカ側といまし
ましては、アメリカの予算のやりくり
上いろいろの評価をいたしておりまし
て、こちらをいたしましては、そのも
のを日本独自の評価方法によつて評価
しておる、その評価の差異でありま
す。

○滝井委員 そういふ答弁では納得が
できないのです。三十四年九月末で三
カ月のズレがある、アメリカと日本と
の間の兵器に対する評価の相違、日本
の自衛隊の一年の予算の半分以上のも
のにも当たる八百五十六億円という金
が、単に三カ月のズレと評価の違い
で、そんな大きな差があるということ
になると大へんなことではしょう。もし
アメリカが、日本と仲たがいをしして、
この武器を貸しておつたのは、あるい
は武器をやつたのは、ガリオア、エロ
ア資金と同じように、債務だから返し
てくれといわれたときに、あれは評価
違いでございましたといつて、アメリ
カが八百五十六億もよいにやつてお
るというのに、いや、もらひ方が少
うございましたというわけにかぬと
思う。私は、この前も注意しておつた
と思う。こういう額というものは、す
みやかに突き合はして、統一しておる

価格にして出してくれということをや
求しておるわけですが、日本政府が、そ
ういうのんきなことから困るの
です。こういう状態だから、ますますア
メリカに隷属するといわれても仕方が
ない。アメリカから七億ドルもの援助
を受けておつて、そしてそれをもらつ
ておつて、一体それはどのくらいのも
のをアメリカからもらったか、アメリ
カがどういふ評価をしておるかとい
うことが今までわからぬ、そういう
ことがないことではどうですか。赤城
長官、これはどういふことですか。

○赤城國務大臣 差額が、お話しによ
うに八百五十七億あるわけで、その第
一は、先ほど申し上げましたように、
米極東陸軍特別補給計画、これは警察
予備隊あるいは保安庁時代に、この計
画に基づいて供与されましたその分
が、わが方の調べでは端数をとりまし
て、約一千五百五十億円でありまして、
防衛庁の受領実績二千六百八十億四千
五百万の中に、アメリカの極東陸軍特
別補給計画に基づくものが、なお相当
あると考へるのであります。この点、
向こうといふいろいろ帳簿の打ち合わせと
いいますが、照合をしてみたものでは
ありますが、この点、向こうの方では
きりいたしません。こちらで受領した
ものは、台帳にちゃんと評価してあり
ますから、これははっきりしているの
であります。それから第二に、一九五
九会計年度は、今装備局長が言いまし
たように、また滝井委員も御承知のよ
うに、昭和三十四年六月まででありま
すが、防衛庁の供与品受領調べは昭和
三十四年九月末までで、ここに三カ月
分のズレがある。日米間の評価の相違
が、ある程度ある。こういうことから

そういう数字が出ておりますが、主と
しての数字は、第一の米極東陸軍特別
補給計画に基づく供与分につきまし
て、私の方で実際に帳簿に載っている
ものと、当時のものを、顧問団を通じ
て照合してみたのでありますが、向こ
うの方で、はっきりした資料がないの
であります。そういう関係でここに差
が出ています。こういうことでありま
す。

○滝井委員 新安条約の三条で、締
約国は、個別的に及び相互に協力し
て、継続的かつ効果的な自助及び相互
援助により、武力攻撃に抵抗するそれ
ぞれの能力を維持、発展させることに
なっているわけですが、そうしますと、
向こう様からももらったものが、一体幾
らもらつてゐるか正確にわからぬとい
うようなことは、私は非常におかしい
と思う。これが第一おかしいことなん
です。しかも、それが一億や二億なら
いいのですよ。ところが、八百億とい
うような、日本の防衛費の一年分の半
分をこえる額なんですからね。こうい
うばかたことではないですよ。もっと具
体的にお尋ねしますが、一九六〇會計
年度におけるアメリカの権限法とい
いますか、計画額が八百五十九億二
千ドル、この中にロッキードの分担金
が入つておられますか。

○塚本(總)政府委員 米一九六〇會計
年度の中には、ロッキードに対する二
千五百万ドルが入つております。
○滝井委員 八千五百九十二万八千ド
ルの分が幾ら入つておられますか。
○塚本(總)政府委員 二千五百万ドル
入つております。

○滝井委員 そうしますと、この計画
額と対日引き渡し額は、いずれも食
い違つております。ところが、最近に
なりましてから、特に一九五九年、一
九六〇年になりましてから、いわゆる
権限法に基づく計画額より対日引き
渡し額が非常に増加しているわけ
です。これは一体どういふ理由による
のですか。

○塚本(總)政府委員 一九六〇年から
計画額に対して引き渡し額が増加して
いる、こういうことであります。これ
は前からのズレの分がだんだん入つて
参つておりました、もちろん計画に対
しまして、実績は一年、二年、長いも
のは三年ぐらゐづれておりました。そ
ういふズレのものが後年度に入つてき
て、こういうことではあります。

○滝井委員 そうしますと、さいげん
あなた方が、七億一千五百五十七万
七千ドル、すなわち、日本の円に直すと二
千五百六十二億円ですね。これが今
度、引き渡し済み額というものは五億
六百五十七万一千ドル、日本のお金に
直して千八百二十四億円です。この差
額の分といふものははっきりしなかつ
たわけですが、しなかつたですが、今度
は、引き渡し額は、一九五九年から六
〇年と、ずっと増加をしてくいてゐるわ
けです。これは一体どういふもののが
出てきたわけなんですか。今までの答
弁では、約八百億の差額といふものは
何もわかりません、こうおっしゃつて
おつた。その八百億のわからなかつた
ものが、一九五九年から六〇年にか
けて、たとへば一九五九年は七千八百三
十一万五千ドルのものが、引き渡し額
は一億六千六百七十七ドル、こうなつて
きておるわけですが、そうすると、約八
百億円程度のものがずっとずれてきて

おるわけですが、わからないことはい
はずです。それは一体、どういふもの
が計画額より上回つてきておるのかと
いうことです。これはあなた方は要求
しているはずですが、在日顧問団を通
じて、こういうものが必要でございま
すと要求しているはずですが。

○赤城國務大臣 こまかくは事務局
から答弁いたしますが、八百億の差額
の大部分といふものは、自衛隊になる
前に日本が受け取つたものの評価の差
額等が主であります。最近において計
画額よりもよけいに援助額が入つてお
るのかといふと、アメリカと日本との
會計年度のズレでありまして、前年度
のやつがおくられて今年度に入つてく
る、こういうような格好で、最近にお
きましては、計画額よりも実際の受け
入れ額がふえておりました。こういうも
のは、年度にまたがって入つてくるの
であります。でありますので、八百億
の分は、主として自衛隊になる前のも
のの差額でございいます。

○滝井委員 どうも納得いたしません
が、しかし、時間の関係がありますか
ら、だんだん本論に入っていきます。
そうしますと、この二億ドルをこえ
る対日軍事援助額が日本に支給される
ことがおくれたために、あるいはその
計画が変更されたために、日本の自衛
力の漸増といふものにいかなる影響を
及ぼしつつあるかといふことです。

○赤城國務大臣 おくれまして、漸
増計画に、大へんな計画ズレというも
のは生じておりません。
○滝井委員 赤城さん、このくること
になつておつてこなかつたおなもの
を、一つあげてみてくれませんか。
○赤城國務大臣 事務局から御答弁

申し上げます。

○塚本(総)政府委員 八百億の違い、これはさつきも長官から申しましたように、自衛隊になる前の問題でありまして、ズレと申しますと、これは毎々申しておりますように、アメリカ側の計画というのは、こちらには事前に通知はないわけでありまして、こちらは実績で受領額を算定いたしておるわけでありまして、それが年々、こちらといたしましては、来年どのくらいもえるかということ、予算とにらみ合わせて計画をやっておるわけでありまして、そういう面からは、引き渡し上別にわれわれの計画とはずれておりません。それが毎年、どういうものがどれくらい起きているかという内訳につきましては、追って資料で提出させていただきます。

○滝井委員 一九五九米会計年度までに、米国の供与が約束されて、まだ日本に入っていない重要なものがあるはずで、そういうものはないのですか。ここでおわかりになるはずで、○塚本(総)政府委員 五九会計年度の中で、われわれが要求いたしましたまでだきておりませんのは、陸上関係で三十五億、海上関係で百七億、それから航空自衛隊関係で七十二億、この中に86D等も入っております。そういうふうな内訳であります。こまかくは資料で提出いたします。

○滝井委員 こまかく聞きたいところですが、岸総理、今お聞きのとおり、陸上で三十五億、海上で百七億、航空七十二億、二百億をこえるですね。二百億をこえるような大きなものがきていないのです。そうして今の政府委員の答弁にもありました通り、計

画というものは通知がない。そうして、こちらは引き渡されるところで、くるものだと思っておる。ところが、この三条をごらんになると、いいですか、締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、ことなっておる。一体アメリカが日本に武器を引き渡すということ、何を引き渡すか教えないで、これが継続的、効果的と言いますか。この点は、条約局長、一体どういう工合になっておりますか。

○赤城國務大臣 めちゃくちゃに、向こうからくれるものをもらって、このじやございせん。こちらから、こういうものについて援助を要求するということ、その計画に基づいて向こうが、予算とのにらみ合わせに、これとこれについては援助をいたしまして、こういう話し合いのもので援助を受けておるのであります。ただ、ばく然と、めくらめっぽうに向こうからきたものを受け取っておる、こういうことではございせん。

○滝井委員 では、あなたの方は防衛六カ年計画を立てになったならば、一体アメリカから何と何をもらいたいというところを作らねばいけません。今度アメリカは、それをやるかやらぬかをきめるわけですよ。ところが、今の政府委員の説明では、アメリカが何をくれるかわからない、計画はさっぱり教えてくれないのだ、こういうことなんです。そうすると、教えてくれないものを、一体効果的、継続的に自助なんというものは増強できはせぬでしょう、あるいは相互援助はできはせぬでしょう。向こうがくれる

ものをもらおうというんだから、こんな非計画的なことではない。

○赤城國務大臣 六カ年計画で、六カ年の間にどれとどれというように約束はできません。たとえば、日本の防衛力の増強につきましても、六カ年先まで毎年議会が約束できないと同じような状態でございまして、しかし、その年度、その翌年度等につきましても、こちらから申し入れて、向こうの予算とにらみ合わせて、これこれのものについてということの話し合いはしておるわけではございせん。

○滝井委員 千五、六百億の日本の自衛隊の予算の中で、品物が二百億もこないのですよ、くれるという約束をしたものが。

○赤城國務大臣 約束したものを、向こうは、くれないということ、やめたわけではございせん。年度というか、月といいますが、そういうものでずれてきておるわけですよ。決してそれがやめたということではございせんので、その点は誤解のないようにお願いいたします。

○滝井委員 光陰は矢のごとしですよ。兵器はどんどん進歩しておるじゃないか。では、私は一つお尋ねいたします。日本は、ずいぶん前から潜水艦をお作りになったのですが、もう潜水艦は進水しましたか。

○赤城國務大臣 一隻進水いたしました。

○滝井委員 いつ進水をして、現在も使える程度に就労できておりますか。(笑)、「就労というんだ」と呼ぶ者あり。働くんだから就労でいい。○赤城國務大臣 まだ就役いたしておりません。

○滝井委員 その潜水艦は、当初の計画では一体いつできる予定でございしたか。国会に予算を要求したとき、いつできる予定でございしたか。

○赤城國務大臣 就役するのは本年の六月、こういうことに相なっております。は、初めからその通りでございまして、○滝井委員 それは今年の六月に間違いないですね。そんなに潜水艦といふのは作るのに長くかかりませんよ。タンカーのごときは六カ月でできるのです。それは間違いないですか。

○赤城國務大臣 これは進水して、でき上がったのです。就役がことしの六月、こういうふうになっております。

○滝井委員 それじゃ、それはいつでき上がったのですか。

○塚本(総)政府委員 進水が三十四年の五月二十五日であります。今いろいろ艦装等をやっております、竣工の予定が三十五年六月末の予定であります。

○滝井委員 三十四年度の予算の説明書をごらんになると、潜水艦の建造費総額二十七億一千八百万円——三十一年度から三十四年度にわたる既定の継続費であるが、日本とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく供与品の入手の遅延等によって建造工程の変更を来したもので、建造費既定年額割三億五千五百万円を一億六千五百万円とし、残額を三十五年度に繰り延べることをしたもので、というのが三十四年の予算書なんです。そしてあなた方は、三十一年度の予算の審議をするときにどういふことでわれわれに説明したかという、——これは「おやお」という一号楼です。日本で作ら

番先のものです。三十一年度計画では、船体とそれから機関が十四億円で、これは川崎重工業株式会社に請け負わしています。そして契約が三十二年三月三十日、契約の納期が三十四年三月三十一日になっていて、ところが今度は、三十二年になりますと、川崎重工業との契約は三十二年三月三十日ですが、納期は三十五年二月十五日になっていて、二月初五日に今度は納期が変わってきた。さらに三十三年度の予算になりましたと、今度は十四億の予算が、——これは船体だけで、船体だけが十五億八千三百万円と、一億八千三百万円上がっちゃったのです。上がって、納期は、今度は三十五年五月末になっていて、これで一体進水してしまつて、もう就役する前ですか。これは、あなたの方の防衛庁から出ている予算の説明に書いてあるのですよ。こういうように、国民を、国会でもだますということはいかぬと思ふのです。もう少しはつきり——

こういう潜水艦というものは、今後における近代的な、ここにいう「能力」としては一番大事なものである。今後は、これは一体今の方の答弁と違ひます。あなたの方の書類、防衛庁の出している予算の説明に書いておるのと違ひじゃないですか。

○塚本(総)政府委員 ただいまのお話のように、途中いろいろ計画の変更がありました。これは初めてのことでありまして、いろいろ困難な点がありまして、最終的には、私がさつき申し上げた通りになっております。

○滝井委員 あなたの方から出ておる書類を見ても、そのおくれた理由とし

それから、先ほどごまかしておるのじゃないかという話ですが、決してごまかしておるのじゃありませんで、滝井委員も御指摘のように、ちゃんと国会にも出しておりますし、それ

は、何も薩くということに賛成ではございませんよ。しかし、アメリカから二百億もこないところに日本の血税がむだになるということは、最小限度、野党が防ぎ得る点です。もう少しを

そこで、まず私は、この条約の区域の問題について、少し突っ込んで尋ねてみたいと思うのです。多分、この前の当委員会では竹谷委員からその一部が質問をされました。まず、政府の答へ

○滝井委員　そうすると、十条における「この日本国において」と「さるる」この「日本国において」と「さるる」は、施設・区域が日本国内になければならない、これは領域的に考へた日本国であるかと思ひます。

極東の問題について、少し関連を
いきたいと思います。前文には、「西
国が極東における国際の平和及び安全
の維持に共通の関心を有することを表

慮し、ということがあるわけですが。いわゆる両国が関心を有する極東の中に日本は入っておりますか、日本区域は入っておりますか。

○高橋(通)政府委員 この前文の「極東における国際の平和及び安全」と申します「極東」は、これは日本とアメリカが関心を持つということ、ここで前文において約束しているという意味合いにおきまして、この主体が日本とアメリカでございますから、ここにおける「極東」は、日本を含んでない、考えるわけでございます。しかし、含んでおいても別に差しつかえはない、そういうふうな考えです。

○高橋(通)政府委員 この前文で「極東」と考へております場合は、国際の平和、安全の維持に共通な関心を有する、そのうちに日本が含まれている。どちらでもいいと申します意味合いは、その極東における国際の平和、安全の維持に共通な関心というところは、それは日本を除いた極東だけに心を有するという意味合いではございませんで、これは日本についても当然の関心があるわけでございます。その意味におきましては、「極東」ということは、これは日本も当然含むと考へております。ただ、これは日本とアメリカが主體的に条約を結ぶわけでございすから、そういう意味合いにおいて、われわれが極東と言います場合は、これは当然日本は含まれつつ、やはり極東と、日本以外のことに重点を置いて考へている。と申しますのは、日本

の安全というものは、もう当然のことであるというふうにお互いに考へているわけでございす。

○高橋(通)政府委員 どうもわかつたような、わからぬような答弁です。ある場合には入り、ある場合には入っていない、まあ、一応そういうことでいきましよう。そうしますと、四条の「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも」というこの「極東」には、日本は入っておりますか。

○高橋(通)政府委員 これは「日本国の安全又は極東における」と、こう書いてございまして、極東から特に日本を抽出して「日本国の安全」と入っておりますから、この場合には、日本は入らないと考へております。

○高橋(通)政府委員 そういふ場合に、なかなか極東でも違つてくるのです。四条の「極東」には日本は入っていないというところがわかりました。前文の方の「極東」には入れても入れなくてもいい、あいまいなことになっていく。そうすると、六条の「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するた

め」という「極東」には、当然これは今の四条の例から日本は入っておりますね。

○高橋(通)政府委員 この第六条の「極東」も、第四条と同じ意味合いで入っていないわけではございす。ただ、これは文章の解釈上の問題として入っていないということではございす。

○高橋(通)政府委員 わかりました。そうすると、今度は政府は二月二十六日に「新安全保障条約にいう極東の概念」というのをお出しになったわけではございす。

の極東の概念の中における極東の区域というものは、「この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。」こうなっております。そうして「かかる区域は、大体において、一これは藤山外務大臣の得意な、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。」こうなっておりますわけです。そうしますと、十條の「日本区域」は、この極東の範囲のどの部分に当たりますか。

○藤山(外)大臣 十條の「日本区域」というのは、日本を中心にして、将来国連が平和維持をやるという場合に、何か国連が措置をとるといふことを意味してゐるのであります。そのときに国連がどういふふうな日本を中心にしてきめまつかは、そのときの決定だと思ふのであります。今から、日本を中心とした極東の区域という以上には申し上げかねるわけでございす。

○高橋(通)政府委員 概念としては、こういうことになつてゐるのです。まず一番真ん中に日本があります。そうして今度は、日本区域という概念が十條に出てきておる。だから、そこに日本の周辺がある。これは沖繩を含んでおりますよ。日本があつて、日本の周辺、日本区域というのがある。そうして今度は、あなたの方の極東というものがその上にかぶさつてくる。そうして今度は、極東の外に、この解釈にもある通り「この区域の安全が周辺地域に起つた事態のため脅威される」という極東の周辺が、またあるわけではございす。こういふ形になつておる。「卵のかわだ」と呼ぶ者

あり。今、卵のかわと言ふように、そういう形になつておる。まず一番中に日本という核がある。核の外に日本の周辺がある。そうして今度は、外に極東があつて、極東の周辺がこうある。この条約の今までのあなたの方の説明では、こういう形になつておるでしよう。「実抜きだ」と呼ぶ者あり。今、実抜きと言ふように、二重になつておる。そこで、私は、極東の周辺なんというのを言つておるのではない。あなたの方の言う極東の中で、一体日本の周辺というものはどこですか、こう言つておる。これは大事なんです。条約に重要な関係があるんですよ。藤山さん、どうです。

○藤山(外)大臣 今申し上げましたように、十條の「日本区域」といふのは、日本を中心にして、地理的に中心でありまつかどうかは別として、日本を中心にして、極東の平和と安全が維持されるような何らかの措置が将来国連でとられる、その地域というものは何れも確定したものではないのであります。そして、そういうような措置がどの辺までとられるかといふことは、今後国連が決定すべき問題であり、そうして、それがわれわれの安全に寄与し得るものであつて、国連の措置として寄与するならば、当然それはこの安保条約に対して考慮をするんだといふことを言つておるわけなんではございす。

○高橋(通)政府委員 それは国連が決定するならば、何で沖繩が入るなんて言いますか。「日本区域」の中に沖繩は入ると言つてゐるでしよう。それは、日本としましてその周辺で、沖繩は入りまつか、こうおっしゃつてゐる。そうすると、南の方の点はきまつたんですよ。

日本の周辺で沖繩というものはきまつた。沖繩は入る。沖繩が入るのに、一体どうして極東の中で日本の範囲というものはわかりませんか。これは極東の概念よりか、もっとあなたの方は心配なく答えていい。極東だと、松村さんやら三木さんが、金門、馬祖、けしからぬじゃないかと、こう足を引っぱる人がおるから困るけれども、日本なら、だれも困る人おらぬでしよう。これを一つはきつりして下さい。こんな条約の一番根本になるところをはきつりしないで、だめじゃないですか。

○藤山(外)大臣 「日本区域」と申しまして、今申し上げましたように、国連が何らかの平和的な措置を将来国連自身において決定するわけでありまつか、海上何海里だとか、そういうようなことをきめておるわけでもございませんで、今そういうことを申すべきものではないと思ひます。ただ、そういう事態に對しまして、国連がどういふ範囲内で安全の措置をとるか、そして、それは日本に對して、日本の平和と安全または極東の平和と安全に非常な好結果があらますれば、この安保条約の問題を再検討しよう、こういうことなんではございまして、今、何もはきつりした区域があるというわけではございませんで。

○高橋(通)政府委員 この第六条の「極東」も、第四条と同じ意味合いで入っていないわけではございす。ただ、これは文章の解釈上の問題として入っていないということではございす。

○高橋(通)政府委員 わかりました。そうすると、今度は政府は二月二十六日に「新安全保障条約にいう極東の概念」というのをお出しになったわけではございす。

の極東の概念の中における極東の区域というものは、「この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。」こうなっております。そうして「かかる区域は、大体において、一これは藤山外務大臣の得意な、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。」こうなっておりますわけです。そうしますと、十條の「日本区域」は、この極東の範囲のどの部分に当たりますか。

○藤山(外)大臣 十條の「日本区域」というのは、日本を中心にして、将来国連が平和維持をやるという場合に、何か国連が措置をとるといふことを意味してゐるのであります。そのときに国連がどういふふうな日本を中心にしてきめまつかは、そのときの決定だと思ふのであります。今から、日本を中心とした極東の区域という以上には申し上げかねるわけでございす。

○高橋(通)政府委員 概念としては、こういうことになつてゐるのです。まず一番真ん中に日本があります。そうして今度は、日本区域という概念が十條に出てきておる。だから、そこに日本の周辺がある。これは沖繩を含んでおりますよ。日本があつて、日本の周辺、日本区域というのがある。そうして今度は、あなたの方の極東というものがその上にかぶさつてくる。そうして今度は、極東の外に、この解釈にもある通り「この区域の安全が周辺地域に起つた事態のため脅威される」という極東の周辺が、またあるわけではございす。こういふ形になつておる。「卵のかわだ」と呼ぶ者

あり。今、卵のかわと言ふように、そういう形になつておる。まず一番中に日本という核がある。核の外に日本の周辺がある。そうして今度は、外に極東があつて、極東の周辺がこうある。この条約の今までのあなたの方の説明では、こういう形になつておるでしよう。「実抜きだ」と呼ぶ者あり。今、実抜きと言ふように、二重になつておる。そこで、私は、極東の周辺なんというのを言つておるのではない。あなたの方の言う極東の中で、一体日本の周辺というものはどこですか、こう言つておる。これは大事なんです。条約に重要な関係があるんですよ。藤山さん、どうです。

○藤山(外)大臣 今申し上げましたように、十條の「日本区域」といふのは、日本を中心にして、地理的に中心でありまつかどうかは別として、日本を中心にして、極東の平和と安全が維持されるような何らかの措置が将来国連でとられる、その地域というものは何れも確定したものではないのであります。そして、そういうような措置がどの辺までとられるかといふことは、今後国連が決定すべき問題であり、そうして、それがわれわれの安全に寄与し得るものであつて、国連の措置として寄与するならば、当然それはこの安保条約に対して考慮をするんだといふことを言つておるわけなんではございす。

○高橋(通)政府委員 それは国連が決定するならば、何で沖繩が入るなんて言いますか。「日本区域」の中に沖繩は入ると言つてゐるでしよう。それは、日本としましてその周辺で、沖繩は入りまつか、こうおっしゃつてゐる。そうすると、南の方の点はきまつたんですよ。

日本の周辺で沖繩というものはきまつた。沖繩は入る。沖繩が入るのに、一体どうして極東の中で日本の範囲というものはわかりませんか。これは極東の概念よりか、もっとあなたの方は心配なく答えていい。極東だと、松村さんやら三木さんが、金門、馬祖、けしからぬじゃないかと、こう足を引っぱる人がおるから困るけれども、日本なら、だれも困る人おらぬでしよう。これを一つはきつりして下さい。こんな条約の一番根本になるところをはきつりしないで、だめじゃないですか。

○藤山(外)大臣 「日本区域」と申しまして、今申し上げましたように、国連が何らかの平和的な措置を将来国連自身において決定するわけでありまつか、海上何海里だとか、そういうようなことをきめておるわけでもございませんで、今そういうことを申すべきものではないと思ひます。ただ、そういう事態に對しまして、国連がどういふ範囲内で安全の措置をとるか、そして、それは日本に對して、日本の平和と安全または極東の平和と安全に非常な好結果があらますれば、この安保条約の問題を再検討しよう、こういうことなんではございまして、今、何もはきつりした区域があるというわけではございませんで。

○高橋(通)政府委員 それなら藤山外務大臣、沖繩は認めないのですか。沖繩は入るとおっしゃつておる。日本の周辺に沖繩は入ると、この前竹谷君にも答弁しておるし、今も答弁しておる。だから私は、割合論理的に一步々固めた質問をして言つておるわけではございす。

○高橋(通)政府委員 わかりました。そうすると、今度は政府は二月二十六日に「新安全保障条約にいう極東の概念」というのをお出しになったわけではございす。

の極東の概念の中における極東の区域というものは、「この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。」こうなっております。そうして「かかる区域は、大体において、一これは藤山外務大臣の得意な、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。」こうなっておりますわけです。そうしますと、十條の「日本区域」は、この極東の範囲のどの部分に当たりますか。

○藤山(外)大臣 十條の「日本区域」というのは、日本を中心にして、将来国連が平和維持をやるという場合に、何か国連が措置をとるといふことを意味してゐるのであります。そのときに国連がどういふふうな日本を中心にしてきめまつかは、そのときの決定だと思ふのであります。今から、日本を中心とした極東の区域という以上には申し上げかねるわけでございす。

○高橋(通)政府委員 概念としては、こういうことになつてゐるのです。まず一番真ん中に日本があります。そうして今度は、日本区域という概念が十條に出てきておる。だから、そこに日本の周辺がある。これは沖繩を含んでおりますよ。日本があつて、日本の周辺、日本区域というのがある。そうして今度は、あなたの方の極東というものがその上にかぶさつてくる。そうして今度は、極東の外に、この解釈にもある通り「この区域の安全が周辺地域に起つた事態のため脅威される」という極東の周辺が、またあるわけではございす。こういふ形になつておる。「卵のかわだ」と呼ぶ者

あり。今、卵のかわと言ふように、そういう形になつておる。まず一番中に日本という核がある。核の外に日本の周辺がある。そうして今度は、外に極東があつて、極東の周辺がこうある。この条約の今までのあなたの方の説明では、こういう形になつておるでしよう。「実抜きだ」と呼ぶ者あり。今、実抜きと言ふように、二重になつておる。そこで、私は、極東の周辺なんというのを言つておるのではない。あなたの方の言う極東の中で、一体日本の周辺というものはどこですか、こう言つておる。これは大事なんです。条約に重要な関係があるんですよ。藤山さん、どうです。

○藤山(外)大臣 今申し上げましたように、十條の「日本区域」といふのは、日本を中心にして、地理的に中心でありまつかどうかは別として、日本を中心にして、極東の平和と安全が維持されるような何らかの措置が将来国連でとられる、その地域というものは何れも確定したものではないのであります。そして、そういうような措置がどの辺までとられるかといふことは、今後国連が決定すべき問題であり、そうして、それがわれわれの安全に寄与し得るものであつて、国連の措置として寄与するならば、当然それはこの安保条約に対して考慮をするんだといふことを言つておるわけなんではございす。

○高橋(通)政府委員 それは国連が決定するならば、何で沖繩が入るなんて言いますか。「日本区域」の中に沖繩は入ると言つてゐるでしよう。それは、日本としましてその周辺で、沖繩は入りまつか、こうおっしゃつてゐる。そうすると、南の方の点はきまつたんですよ。

日本の周辺で沖繩というものはきまつた。沖繩は入る。沖繩が入るのに、一体どうして極東の中で日本の範囲というものはわかりませんか。これは極東の概念よりか、もっとあなたの方は心配なく答えていい。極東だと、松村さんやら三木さんが、金門、馬祖、けしからぬじゃないかと、こう足を引っぱる人がおるから困るけれども、日本なら、だれも困る人おらぬでしよう。これを一つはきつりして下さい。こんな条約の一番根本になるところをはきつりしないで、だめじゃないですか。

○藤山(外)大臣 「日本区域」と申しまして、今申し上げましたように、国連が何らかの平和的な措置を将来国連自身において決定するわけでありまつか、海上何海里だとか、そういうようなことをきめておるわけでもございませんで、今そういうことを申すべきものではないと思ひます。ただ、そういう事態に對しまして、国連がどういふ範囲内で安全の措置をとるか、そして、それは日本に對して、日本の平和と安全または極東の平和と安全に非常な好結果があらますれば、この安保条約の問題を再検討しよう、こういうことなんではございまして、今、何もはきつりした区域があるというわけではございませんで。

○高橋(通)政府委員 それなら藤山外務大臣、沖繩は認めないのですか。沖繩は入るとおっしゃつておる。日本の周辺に沖繩は入ると、この前竹谷君にも答弁しておるし、今も答弁しておる。だから私は、割合論理的に一步々固めた質問をして言つておるわけではございす。

○高橋(通)政府委員 わかりました。そうすると、今度は政府は二月二十六日に「新安全保障条約にいう極東の概念」というのをお出しになったわけではございす。

の極東の概念の中における極東の区域というものは、「この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。」こうなっております。そうして「かかる区域は、大体において、一これは藤山外務大臣の得意な、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。」こうなっておりますわけです。そうしますと、十條の「日本区域」は、この極東の範囲のどの部分に当たりますか。

○藤山(外)大臣 十條の「日本区域」というのは、日本を中心にして、将来国連が平和維持をやるという場合に、何か国連が措置をとるといふことを意味してゐるのであります。そのときに国連がどういふふうな日本を中心にしてきめまつかは、そのときの決定だと思ふのであります。今から、日本を中心とした極東の区域という以上には申し上げかねるわけでございす。

○高橋(通)政府委員 概念としては、こういうことになつてゐるのです。まず一番真ん中に日本があります。そうして今度は、日本区域という概念が十條に出てきておる。だから、そこに日本の周辺がある。これは沖繩を含んでおりますよ。日本があつて、日本の周辺、日本区域というのがある。そうして今度は、あなたの方の極東というものがその上にかぶさつてくる。そうして今度は、極東の外に、この解釈にもある通り「この区域の安全が周辺地域に起つた事態のため脅威される」という極東の周辺が、またあるわけではございす。こういふ形になつておる。「卵のかわだ」と呼ぶ者

あり。今、卵のかわと言ふように、そういう形になつておる。まず一番中に日本という核がある。核の外に日本の周辺がある。そうして今度は、外に極東があつて、極東の周辺がこうある。この条約の今までのあなたの方の説明では、こういう形になつておるでしよう。「実抜きだ」と呼ぶ者あり。今、実抜きと言ふように、二重になつておる。そこで、私は、極東の周辺なんというのを言つておるのではない。あなたの方の言う極東の中で、一体日本の周辺というものはどこですか、こう言つておる。これは大事なんです。条約に重要な関係があるんですよ。藤山さん、どうです。

○藤山(外)大臣 今申し上げましたように、十條の「日本区域」といふのは、日本を中心にして、地理的に中心でありまつかどうかは別として、日本を中心にして、極東の平和と安全が維持されるような何らかの措置が将来国連でとられる、その地域というものは何れも確定したものではないのであります。そして、そういうような措置がどの辺までとられるかといふことは、今後国連が決定すべき問題であり、そうして、それがわれわれの安全に寄与し得るものであつて、国連の措置として寄与するならば、当然それはこの安保条約に対して考慮をするんだといふことを言つておるわけなんではございす。

ら、沖繩は入りますという答弁があったときに、今度、日本の周辺というものはわかりません、こうなると、じゃ、沖繩は入らないという答弁をして下さい。日本を中心にしていて沖繩が入るといふなら、南の方の点はきまっていますから、もう少し外務大臣として——この十条というものは、この条約の一番大事なところなんでしょう。将来条約をやめるか、やめぬかの一番境になるんですからね。

○藤山國務大臣 今申し上げております通り、日本の平和と安全が確保される、同時に、極東の平和にも何らかの措置がとられるという状況が國連が現出したし、また、どの辺まで、このところを國連が考えますかは、國連自身のそのときの決定であるわけでありまして、そのときに沖繩を入れるか入れないかというような決定は、國連自身でなされると思います。それに對して、われわれは、それが適當な措置であるかどうかというのを考えるわけであって、今この区域に何が入っているとか、入っていないとかいうことを十条において申し上げることはないわけでございます。

○瀧井委員 そうしますと、政府委員の答弁と外務大臣の答弁と、食い違った。そこで岸総理にお尋ねしますが、「日本区域の中には沖繩は入っておりま

○岸國務大臣 私は、沖繩が入ってあるとか入っておらないとかいう問題ではないと思います。十条の規定の趣旨は、先ほど来外務大臣がお答え申し上げておるように、とにかく、日本が中心となって、日本を含んでの地域における平和安全機構ができて、そうして

日本の平和、ひいては極東の平和というものが保てるのに有効な措置がとられた場合において、これを言うということでありまして、日本が入ってなければならぬことは言うを待ちませんけれども、その周囲として、ここで区域に沖繩が入るとか入らぬとか、あるいは北方の領域のことまでが入るとか入らぬとかいうことを「日本区域」ということがきめておると私は考えておりません。すなわち、今、外務大臣がお答えした通りに御了承願いたいと思

○瀧井委員 そうすると、「日本区域」というのはわからなくなつた。「日本区域」というのは、もう一ぺん總理大臣に答弁を求めますが、第五條の日本國の施政下にある領域ということと同じではないでしょうか。これより広いでしょう。前の答弁と全然違つてきた。前の高橋さんの答弁では、われわれは系統的にいつたなと思つておつた。竹谷さんと同じだ。ところが、今沖繩が入るかどうかわからぬ、こうなつて参りますと、ばやけてくる。だから、もう少しはっきり岸總理の答弁を一つ要求いたします。

○岸國務大臣 もちろん、施政下にある領域ということと、「日本区域」ということは違つております。従来お答えしておる通り、日本を含めて、日本を中心としてその周辺ということが「日本区域」ということである。しかし、その区域というものは、地理的に、それでは北緯何度から何度までの線であるとか、東経何度から何度までの線であるとかいふような觀念ではない。

○瀧井委員 六条に關する交換公文を、ごらんになると、「戰闘作戦行動のため

ない。日本を中心として日本の周辺、こういうのが「日本区域」、だから、その点におきまして、政府委員の答弁とわれわれのと少し違つておられます。○瀧井委員 わかりました。そうしますと、政府の定義は、沖繩とかどうとかいうことではない、日本を中心として日本周辺というものが日本区域じゃ、こういうことを一応定義に確認をいたしておきます。

○赤城國務大臣 条約によつて、日本の施設及び区域の使用を許すということになつておりますが、その施設及び区域であります。○瀧井委員 そうしますと、その基地とは、日本がアメリカに許しておる一定の区域、一定の施設を意味するのですか。

○高橋(通)政府委員 条約上は、われわれは、これを施設及び区域と呼んでおります。すなわち、一定の施設または一定の区域でございまして、これは第六條におきまして、その使用をアメリカに對して許しているわけでございます。

○瀧井委員 六条に關する交換公文を、ごらんになると、「戰闘作戦行動のため

リカは、たとえば具体的に申し上げますと、板付がやられちゃつたというときには、築城の飛行場に行つて——アメリカに今貸しておられますが、行つて使うことはできるでしょうか。これは基地として使うことは自由でしょうか。○赤城國務大臣 勝手に使うわけには参りません。行政協定の二條で、委員会において、個々のその施設及び区域を許すかどうかはきめるわけでございますから、勝手に使うということには相なりません。

○瀧井委員 そうしますと、一体日本の基地協力のできる限界ですね、これはやはりはっきりしておかなければならぬと思うのです。アメリカの基地といふものは、そうたくさんないのですから、いわゆる施設と区域といふものは、いつどういふ形になるかわからない。そうすると、日本がアメリカに基地使用について協力をする限界といふものは、一体どういうことになるのですか。

○赤城國務大臣 こういうふうに御理解願うとけっこうだと思つたのです。第六條によつて米軍に施設及び区域の使用を許します。米軍が作戦行動にその施設及び区域を使う場合には、これを基地と稱するわけでありまして、これを基

○瀧井委員 そうしますと、そういう場合に、それは四條の協議の対象になるのですか。

○赤城國務大臣 御審議を願つております行政協定の第二條に書いてあります。それによることであります。○瀧井委員 そうしますと、それは全く四條には關係なく——私が言うのは、特定のきまつておる施設といふものは、これはもう六條ではっきりしてくるわけですね。ところが、基地ということの使用するのは、どこでも使うことになるわけですね。いざ戦争といふときになれば、日本全土基地ですよ。これは簡単にいへば、日本全土基地になる可能性がある。その場合に、一体その協議といふものを四條ではやりませんかというのです。

○赤城國務大臣 条約局長から答弁することになると思いますが、日本全土を基地として使うということじゃございせん。先ほど申し上げましたように、第六條によつて日本の施設及び区域を許すわけですね。それを、戰闘作戦行動に出る場合に、出ることを許すか許さないかということの立場から見ると、基地と稱する。だから、基地といふのは、日本の許した施設及び区域が基地になるわけですね。それが戰闘作戦行動に出る場合に基地と稱しておるわけですね。でありますから、行政協定二條によつて、個々の施設及び区域をきめたものでなければ、基地として使うわけには参りません。

○瀧井委員 そうしますと、基地として使うというのは、戰闘作戦行動の場合だけを基地というのですか。私そんなことはないと思う。たとえば基地としては、補給、整備作業、哨戒、護送だつて、みんな私は基地として使う場合があると思つた。今の解釈間違いですよ。そんな間違ひを防衛庁長官は

やるのですから——私しろうとですよ。しろうとをごまかしてそんなうそを言つてはいかぬですよ。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点でございますが、基地としての使用云々という問題は、使用ということとは、いずれの場合においても施設・区域の使用でございます。第六条でも、やはり戦闘作戦行動として施設・区域を使用するわけです。その使用の態様は、いわゆる形容詞的と申しますか、戦闘作戦行動でございますから、それは基地的な使用ではなからうか、こう考えまして、そこに基地としての使用ということをおいておるわけでございますが、あくまでも施設・区域の使用でございます。そして第六条に、その施設・区域の使用の大きな目的を立てておるわけがあります。ただ、個々の施設・区域につきましては、行政協定第二条によりまして、その個々の施設・区域を、合同委員会を通じて、日本がアメリカに提供するわけでございます。そして提供した施設・区域だけしか、アメリカはいかなる場合においても使用することはできない、こういうことでございます。

○滝井委員 先へ進みます。そこまですればいいのです。そうしますと、旧行政協定の二十四条に、日本区域と云うのがあるわけですね。それから新五条には、施政下の領域とあるわけですね。これは一体同じですか、違いますか。

○高橋(通)政府委員 この二十四条の「日本区域」において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合」とございますが、これは日本の施政のもとにある領域だけに限っておることではないかと私は考えます。

はないと私は考えます。

○滝井委員 旧行政協定二十四条というものは、今度新しい五条にある程度生まれかわった条文だ、こうあなた方も説明しておつたし、そうわれわれも解しておつたわけですね。そうしますと、今までの行政協定では、これは日本区域でいろいろなものが出てこれば協議をしなければならぬことになっておつたわけですね。今度は直ちに共同行動をとるのです。この違いがあらわですが、では、この日本区域というものは、施政下の領域よりか広いということ、十条の日本区域と同じですか。

○林(修)政府委員 御承知のように、現在の行政協定の二十四条は、正確な意味ではございせんが、新条約の四と五条に分かれてきておると思ひます。今滝井委員御指摘の通りに、旧行政協定の二十四条は、協議をするというところが主体になっておるわけでございます。直ちにいかなる行動をとるかというところは、二十四条は直接にはいっていないわけでございます。従いまして、そういう意味で、新条約の四と五条に分かれて入つてきておると考へていいと思ひます。それで日本区域でございますが、これは今条約局長が申し上げました通りに、必ずしも日本区域といふわけではなく、領海、領空ということに制限するまでのかたい意味ではない。多少それに幅を持たしたらいいだらう、かように考へております。

○滝井委員 そうしますと、十条の日本区域と同じですか。

○林(修)政府委員 十条の日本区域と同じという意味がちょっとわかりかねますが、十条は、この規定の趣旨からお考へ願いますと、先ほどから条約局長あるいは総理大臣からお答えがございました通りに、要するに、日本を中心として日本がその中に入つて、関連による安全保障措置がとられるということでございます。従ひまして、その場合の日本区域、要するに日本が入つていなければいけません。極端に言へば、極東全体の安全保障措置でもいいわけでありまして、もつと極端に言へば、世界全体の安全保障措置でもいいわけでありまして、日本が入つていなければいけません。あるいは日本の周辺が入つていなければいけません、そういうこととございまして、多少規定の趣旨が違つておるから、正確に同じということとはちよつと言ひかねるかと思ひます。

○滝井委員 安全保障措置で、日本が入つておるべきではないかということですか。今までの主張は、極東の平和と安全とは、日本の平和と安全とあらはらの関係にあるというものが、藤山さんのすつぱく今まで言つてきたところですね。そうしますと、日本が入つておつて、日本の安全だけがあらば、あとはどうなつてもいいということになつて、極東の平和と安全とかいふことは、何もう必要はなかつたわけですね。

○林(修)政府委員 ちょっと私が申し上げたことをその通りにとつていただけなかつたかと思ひますが、日本だけが入つていなければいけません。意味ではございせん。日本が安全であるためには、当然その周辺地域の安全が保障されなければいけません。日本が安全であるということが確立されれば、十条の目的が達せられる、こういう趣旨で申し上げたわけでありまして、

○滝井委員 そうしますと、日本が安全のためには、日本の周辺が入るといふことなんですね。日本の周辺が安全でなければならぬですと藤山さんは言つておる。その周辺というものが、この条約にもつと端的に現れておるのには、極東の平和と安全とあらはらなります。こう言つておられますから、極東の平和と安全が保たなければいけません、こういうことでしょうか。ここが一番大事なことです。私はここが結論なんです。

○林(修)政府委員 要するに、十条において、わが国として、あるいはアメリカとして、日本の安全保障条約を終止させる条件を書いてあるわけがございます。そのやめる条件として何があるかということ、日本区域において国際連合による国際的な平和と安全の措置が十分にとられた、そういうこととございまして、その判断は、日本あるいはアメリカがそれぞれやつて、両方が合意しなければならぬ問題になります。日本が、日本といつたしましては、要するに、日本の安全が確保されたといふことを考へ得る状態にあればいいわけでありまして、それは関連による日本だけの安全保障措置が普通考へられないうこととは、先ほど条約局長が申し上げた通りであります。当然にそれは極東全体、あるいは極東の一部といふことについての安全保障の措置だと思ひます。その場合に、日本がはたしてそれによつて安全なりと言ひ得るやいなやということも判断をして、そこできめるわけでありまして、日本が安全であればいいのであつて、日本の周辺がどこまで広がっているかということ、十条では必ずしも固定していな

い、こういう意味を先ほどからお答えしたわけでございます。日本の周辺だけが入つておる安全保障措置と見なければならぬという意味ではないわけでありまして、外の広がりは、どこまで広くてもいいわけでありまして、少なくとも日本が安全であると思へる状態になつておるものが必要だ、そういうこととございまして。

○滝井委員 今のような御答弁になりますと、この十条の書き方と、それから、今までの各条に、日本の安全とか、あるいはそれと並べて極東の平和と安全と、こう書いてきたわけでございます。ところが、十条にきまして、この条約が効力がなくなるというのは、日本区域における国際的な平和及び安全の維持のために十分な措置がとられたらいいのだ、こうなつておるわけですね。そうしますと、藤山外務大臣が今まで言つてきた、いわゆる極東の平和と安全といふものは、一体どうなるのだといふことなんですね。極東の平和と安全がなければ、日本の区域の安全があつてもだめなんだというものが、今までの答弁だったので。今までのうらはらだ、これは速記をごらんになつても、みなそう言つておる。日本の平和と安全と極東の平和と安全とはうらはらだ、こう言つておる。そうしますと、この条約の十条は、日本の区域における安全だけが確保されたならばやめるということになつておる。今の説明でもそうなつておる。(重箱のすみをほじくるようなことを言うな)と呼ぶ者あり)

○林(修)政府委員 日本の平和と安全と、極東の平和と安全がうらはらだといふことは、私は、政治的、実地的に

も問題だと思ひます。政治的あるいは
實際的に見た問題で、極東の安全が確
保されなければ日本の安全も確保され
ない、そういうことで外務大臣は言わ
れてきておると思ひます。必ずしも法
律的な意味でそう言われておるわけ
ではないと思ひます。日米安全保障条約
は、あくまで、まず第一に、日本の安
全ということが主眼でございまして。従
いまして、十条は、日本の安全が確保
される、あるいは日本の周辺地域の安
全が確保されるということができて、
日本が安全であると思へば、一応この
安全保障条約を解消する条件にはな
る、こういうことでこれはきめてあ
る、こう考へております。

○瀧井委員 私、その趣旨はそうだ
らうと理解をしております。四条に
は、日本国の安全又は極東における国
際の平和及び安全に対する脅威が生じ
たときと、日本のほかに極東につい
て言っておるわけですから、それから六条
においても「日本国の安全に寄与し、
並びに極東」と、こう言っておる。そ
うしますと、今度は十条では、日本区
域というものはどこまで広がりを持っ
てもいいのだと、極東の範囲と同じよ
うな答弁に、結論的にはなっておるわ
けです。そうすると、もし極東という
ものに日本区域が該当するといふなら
ば、さういふ言ひに、これは明らか
に極東に該当いたしますと言つた
らいい。あくまで日本の周辺だけで
と岸総理は答弁しておる。だから、私
はさういふ言ひ、くどいけれども「重箱
だ、何だと言ふけれども、これが一番
大事なところだから言つておるのだ
す。この条約は、十条で、日本の安全
が確保されたらやめるといふことに

なつておる。日本の安全といふものは、
極東の安全がなければ確保されない
といふのが今までの答弁だった。ところ
が、十条をどうにかなると、極東のこ
とは何も書いてない。そんなら、い
う六条も四条も、極東なんというこ
とはどけてしまつた方がいんです。ど
けてしまつたならば、アメリカの極東地方に
おける出兵からわれわれがやられると
いうことはないので、これは岸総
理、条文を読んでみて下さい。日本区
域といふ以外には、極東の安全、平和
といふものは何も書いてないでしよ
う。あとの条文には全部、日本の安全
のほかに極東といふことが書いてあ
る。しかも、その極東には日本は入
りませんといふのが答弁なんです。極東
には日本が入らないといふ答弁をして
きておる。これは違ふじゃないです
か。これは文章がその通りなんです
おかし。

○藤山国務大臣 極東の平和と安全と
いふことが、日本の平和と安全にも関
係することは、当然でございまして。従
いまして、われわれとして関心を持っ
てゐるんです。これは、安保条約があ
らうとなかろうと、極東の平和といふ
もののについてはわれわれ関心を持つて
います。ただ、十条においては、国際
連合が国際の平和と安全維持に對する
措置をとるわけでありまして。その措置
の広がり、世界全域にわたる場合も
あるかもしれませんが、何も極東全域
にわたらなくても、われわれの目的で
あります極東の一部なり、あるいは日
本自身の平和なりが維持できるといふ
ような状態が現出されれば、あるいは
この条約はやめてもいいじゃないかと
いふ意味においてこれは書かれておる

のでありまして、極東の平和と安全に
對して関心を持つておることは当然で
ございまして。

○瀧井委員 頭隠してしり隠さずとい
う言葉があるけれども、頭には、極東
について両国は関心を持ちますといふ
ことで、条約の前文にうたつておる
頭はびしりと極東と書いてしまつ
て、しりきたところ、日本区域だ
けになつてしまつておる。この安全
ができたならばこの条約は終わりです
といふのは、今まで関心を持ち、極東
の平和と安全が日本とあらはらで、これ
が一番大事ですと言つておつたことを
取り消さないといふ。これは間違つてい
ない。条文を見たらこの通りです。

○藤山国務大臣 私の申し上げた通り
でおわかりをいただけると思ふのであ
りまして、取り消す必要はないと思ひ
ます。

東の区域における国際の平和と安全が
確立されたら日本も安全だ、その極東
には日本が入りますと、こう説明をし
てくれたらほつきりするのです。

○岸田外相 この安保条約は、言う
までもなく、日本の平和と安全を確保
するといふことが主眼でございまして。
しかして、極東の今の国際情勢から見
て、極東における国際的な平和と安全
が維持されるということが、日本の平
和と安全に緊密な関係のあること、こ
れを認めておるわけでありまして。従
つて、極東におけるこの国際的平和
と安全が確保されるということ、同時
に、われわれ、その中心点である日本の
平和と安全を確保する上からこれを必
要として、これを考へておるわけであ
ります。今十条の問題における、日本
区域における国際的な平和と安全が確
保されるという措置が国連によつてと
られた場合においては、この条約は失
効する、効力をなくする、こういう
その場合の日本の区域といふことは、
日本を中心として、日本を含めて、日
本の周辺の平和と安全に對して有効な
措置がとられた場合であります。そ
の措置といふものはどういふ場合があ
るか、こう言へば、先ほど来お答え申
し上げてゐるうちに、その措置のため
に全世界が、かりに一切の武装を撤廃
して、そして世界の恒久的平和ができ
るということができる、もちろん日本
本周辺は安全だから、これをなくして
よろしい。また、極東全体について何
らかの措置が、かりに、たとえば社会
党のなにかいわれるように、国連のな
にかよつてあるいは日中、あるいはソ
連や米を入れて四方の太平洋不可侵
条約といふものがかりにできたといふ

ば、これまた、私は、日本周辺の安全
が国連によつて確保されたといふこと
になると思ふのです。従つて、問題
は、何も極東の地域がどうだとか、あ
るいは日本区域の地域がどうだとか、
あるいは日本の領域がどうだといふこ
とはなくして、条文の趣旨、設けら
れてゐる趣旨から御了解願ひなけれ
ば、ただ地図の上において線を引い
て、領土はこうだ、周辺はこうだ、日
本区域はどうだ、極東はどうだとい
ふうな、地理的なことをすべき問題で
はない、これが私どもの一貫した説明
でございまして。

○瀧井委員 そういふ、条約を弾力的
に、政府の中でもまづまづのうな解
釈では困る。いいですか。六条では、
「日本国の安全に寄与し」と、その寄
与する場合に……

「発言する者あり」
○小澤委員 静肅に願ひます。
○瀧井委員 日本は、アメリカの陸海
空軍に基地を提供することができ
るわけでありまして。もう一つ大事な点は、
「極東における国際の平和及び安全の
維持に寄与するため、これを使命とす
るわけである。この概念が違ふのです。
日本国の安全に寄与する概念と、極東
における国際の平和と安全に寄与する
概念とは、概念が違ふ。しかも、日本
区域といふ概念は——日本区域の国際
の平和と安全に寄与するといふこと
は、これは概念としては、極東の中
のまた一部に当たる概念です。だから、
私たちは、これは政治的にとかなん
とくじやなくて、条約といふものは、法
律と同じですから、その条文に従つ
て、やはりものは考へていかなければ
ならぬ。だからこの点は、今のよう

解釈では、それは日本区域というものはずっと広がります、極東と同じだ、相似形でございましてあなたがたがもしやるなら、それならそれで私は引き下がりません。それが政府の答弁だというなら、引き下がりません。なぜならば、まず第一に、この日本の付近だけが安全であつても、この六条にいう、今度は極東における国際の平和と安全に脅威があつたら、これはどうもならぬのですよ。どうもならない。ところが、今岸総理なりあなたは、日本だけが安全ならばと言う。だからここに、日本区域という言葉の魔術があるわけです。日本区域という言葉の魔術がある。だからこの区域というものを、私はさげんから、はつきりしないと言います。そうすると、条約局長は、この前の竹谷さんの答弁にも、私の答弁にも同じことを言ったのだが、あなた方二人は、強引にそれを修正してしまつた。だから、もう少しこれははつきりしないと、どうも私は納得できません。

○岸国務大臣 この条文に、さつきから御指摘になつてゐるように、日本の施設下にある領域という観念と、それから、日本国とかいうような観念、あるいは日本区域という観念、さらに極東という観念、これはいずれも一面において地理的な要素を持つてゐる観念であります。ただ、それを明確に地図の上に表し得るのは、今言つたように、日本の施設下にある領域というものはつきりできるけれども、その他のものはそういう観念じゃない、抽象的な観念である。地理的な観念ではあるけれども、抽象的な観念ではある。その場合において、日本の区域ということは、それではどういふ区域をいつておるのかといへば、日本を中心としてその周辺ということであるというところは、先ほどから申し上げておる通りであります。極東というものはさらにもう少し広い観念であることも、これも少しばお答え申し上げておる通りであります。そこで、一体、日本周辺の――要するに、この安保条約というものは、日本の安全と平和を守るための条約であります。これを守るためには、現在の国際情勢、状態から申しますと、極東における国際の平和と安全というものと、日本の平和と安全というものと、緊密な関係がある。従つて、両国が関心を持つて、その極東における国際の平和と安全に寄与するという考え方をこの中に盛つておるわけでありまふ。しかし、中心は日本の平和と安全ということにあることは、言うを待たない。しこうして、この十条の、日本区域における国際の平和と安全を確保するところの機構が、何らかの国連においてそういう措置がとられた場合においては、この条約は効力をなくする、こゝういふこととしておるわけでありまふ。その場合における、日本区域の国際的平和と安全が保たれるというためには、それでは現実には国連がどういふ措置をとるかというところは、そのときの国際情勢なり世界的な観点から、また、極東における諸種の事情から、日本及び日本の周辺だけについて特別の規定をするだけでたゞさんであるといふ場合もありまふし、あるいは、極東全体が平和を保たなければ日本周辺の安全じゃやないといふ場合もありまふし、またさらに、さつき申し上げたように、世界的に何らかの全体の機構ができて、それによつて日本

及び日本の周辺というものが安全だといふことになれば、この条約は失効する、こゝういふことを申しておるわけでありまして、その場合の、日本周辺の、いわゆる日本区域の国際的安全と平和を保つためにどういふ取りきめがされ、どういふ措置が講ぜられるかといふその範囲とは――さつきから申し上げるように、そのときの国際情勢その他のによつて、いろいろな取りきめなり、いろいろな措置がとられるのであつて、それは必ず日本だけが安全だといふようなことは、今こゝういふような国際情勢が続く限りにおいては言えないだらう、こゝういふことを申しておるわけでありまふ。

○滝井委員 それならば明快なんです。今のように明快なのが、条文ではさうなつてゐない。だから、それならば、日本区域における国際の平和及び安全並びに極東における国際の平和と安全について、国際連合が措置をとつたとき、私はこゝう書きになつた方がよいと言ふのです。さうでなくて、今までの条文では、極東の平和と安全といふことをしきりに言つてきて、そして一番大事なときになつたら、どうも大事なところは抜けてしまつてゐる。これはさうなるのです。第一、条文の前文に、日本の区域における国際の平和と安全に関心を持つとは書いてない。和と安全に極東における国際の平和と安全に対して関心を持つておるといふことなんです。だから、これは日本だけで勝手に認めても、アメリカが認めなければ、だめなんです。だから、条文の書き方としては、これは日本だけという利己的な考え方でなしに、もしこゝういふ条文をお書きになるならば、

極東の平和と安全、こゝういふ工合に書く、やはり当然これはアメリカがもつと責任を持たなければならぬ部分がある、こゝういふ点については、どうも心を平静にして読めば読むほど……（発言する者あり）幾らヤジが飛んでも、何でもないわけなんです。頭が悪いと言つても、国民がこれを理解しなければ、しようがないのです。われわれはこれを冷静に読めば読むほど、さういふことなんです。だから、岸さんのように領のいい人がごまかしてはいけません。どう考えても、これはごまかしで、前文に一字一句も日本のことを書いておきながら、一番最後になつたら日本だけのことになる、こゝういふことは、この条約の改正はいつまでたつてもできませんよ。

○藤山国務大臣 十条を率直にお読みになれば、おわかりいただけると思ふのでありますが、国際の平和及び安全といふふうな書きでございます。国際の平和と安全の中には、当然極東の平和と安全も含まれてゐるのであります。先ほど総理が言われましたように、世界的軍縮の場合もございまして、それが日本区域に十分な平和と安全をもたらすといふこともございまして、あるいは、国際の平和及び安全の維持といふ国連の定めが、極東の範囲内にとられる場合もございまして、さういふような意味に解しますれば、この場合におきましては、国際の平和及び安全の維持と書きまふ方が、極東の平和と安全の維持と書くよりもよりよいことは、申すまでもございせん。

○滝井委員 国際の平和と安全の維持と書いておるから、それは広く読めるなどと言つけれども、前文では「極東における国際の平和及び安全の維持」と書いてあります。これは水かけ論になりますし、ちやうどきりがいいから……これは、いづれまたあとで同僚が引き続き質問されると思ひますし、今度は違つた条文に入りまして、一時間以上かかりまふから、一応これで休憩を……

○小澤委員 此の際、暫時休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時四十六分開議

○小澤委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、竹谷源太郎君より、資料要求の件について発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 昨日の東京新聞夕刊によりますと、政府は来たるべき国連総会において、憲章第五十三条でありますから、当然に百七条も入ると思ひますが、この旧敵国条項の削除を含むところの、憲章改定のための全体會議の招集について、決議案を国連に提出をする、このことのための国会決議を考へてゐるといふ報道がございまして、政府のこの動きは、一見きわめて妥当なものには見えますけれども、われわれとしてはいろいろ疑点もございまして、つきましては、先日、受田委員の質問に対する政府答弁において、国連憲章改正案が政府にはできておる、手元に改正案を作つて持つておる、こゝう

うのを、藤山さんが四月十五日には日本の施設・区域を使用しておる米軍、これが在日米軍だということをいって言いました。そうしてその後藤山

さんは、同じく四月十五日の飛鳥田君の質問に対して、日本の基地と施設を、使つて日本に配置されておる軍隊と、こうなつたところが、今度はその後赤城説が出て参りました。指揮下にある軍隊と、こうなつたところが、今政府の方は、今度は岸総理も一緒になつて、配置されて、指揮下にあるものも一緒だ、こういうような工合になつてくると、一体それがほんとうか、定説がわからない。だから、それをもう少しはつきりしないと……。これは重要な事です。どうですか、はつきりして下さい。

○岸国務大臣 これは今お答え申し上げました通り、条文的に在日米軍という言葉は使つてなかつたと思ひます。用いておられますことは、要するに、広い意味で言へば、日本におるアメリカ軍隊といふことでありましようが、これをもう少し通俗的ではありますけれども、たとえば、第七艦隊は在日米軍と見るかといふような議論がしばしば行なわれました。そういう場合に、第七艦隊は日本に配備されておる軍隊ではないから、われわれは在日米軍とは考えておりません。しかしながら、この第七艦隊が日本の施設・区域を使用することも、もちろん入港してあるわけですから、そういう場合においては、やはり広い意味における在日米軍と申しますか、やはりいろいろ施設・区域を使用することに關して生ずる権利義務の点においては、日本に配備された米軍と同じような扱いを受けるという意味において、あるいは在日米軍といふような言葉で言われるかもしれないけれども、われわれは在日米軍として考える場合においては、日本に

配備された軍隊を考える。配備されておる米軍といふことになると、日本に配備された米軍の指揮下にある米軍といふことで、赤城長官は、配備されたといふことではないし、別の方向から指揮下にあるといふことを言つたものであつて、その間違ひは、私はこう考へております。(横田にある戦略空軍はどうしたんだ)と呼ぶ者あり)

○滝井委員 そうしますと、今、横田にある戦略空軍はどうしたんだというように、日本にありまされども、指揮下にはない軍隊があるのです。こういうのは一体どうなるのです。自信を持って答へてもらなければいけません。

○加藤(陽)政府委員 横田に戦略空軍があるといふお話でございますが、私も戦略空軍があると思つておりません。ただ、おっしゃる意味は、太平洋軍直轄の輸送部隊が一部来ておるといふことは聞いております。

○滝井委員 そうしますと、ときどき日本に配置されておると言へないといふ。まあ、一応そこは言へないといふ。いろいろ本に書いておるじやないかといふ声があります。なるほど、この関係法令の整理に關する法律、これの十三条に出ています。合衆国軍隊とは、日本国にあるアメリカ合衆国の陸海空軍をいふ、こうなつておる。配置されておるとか、指揮下といふことではなくて、日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊、これが合衆国の軍隊と法律に書いてある。配置をされておるとかなんとかいうことは関係ない。あるです。

日本国にある……。○林(修)政府委員 これは、それぞれの法律、あるいは地域協定の趣旨、目的によつて、その範囲が違つてくるわけでございます。要するに、日本におりまして日本の施設・区域を利用する場合の権利義務関係を規定する必要がある場合には、今おっしゃつたように、合衆国の軍隊で日本にあるもの、こういうものをすべて法律なり協定の対象として扱つておる、そういうわけでございます。それで、別に在日米軍といふ固定の概念をどこにもあげておるわけではないのでありまして、在日米軍といふ概念は、あくまで通俗的な概念でございます。それと、それぞれの条約の規定、あるいは地域協定の規定、あるいは関係法律の規定の趣旨、目的で、そこにいわゆる米軍の軍隊、あるいは構成員、あるいは軍属といふものの権利義務関係を規定する必要がある、この範囲のものをつかまえていくか、そういうことでそれぞれの法律はでき

ておるわけでありまして。○滝井委員 岸総理、今お聞きのとおり、これは在日米軍といふものは何だと言つたら、今までは指揮下にあるとか、区域・施設を使用して配置されておるものとか、いろいろ政府はめいめい勝手な答へをして、今まで通つてきたのです。きょう、こうして在日米軍といふものについて質問してみます。なかなかこれははつきりしてこないわけですね。そこで、もう一つ、今度は行政協定を見ると、合衆国軍隊の構成員といふのは、やっぱり一人々々でいうと合衆国の軍人ですね。それは何人か寄れば軍隊になるのです。こうい

うものになると、日本の領域にある間ものになつてしまふ。ある間ものなんです。そうすると、第七艦隊だって、日本の港に来ておれば、これは合衆国軍隊の構成員になつてしまふわけですね。こういうふうに非常に千差万別な姿といふものが、この条約、そして条約に基づく行政協定な整理法には出てきていないといふこと。だから、これは非常に混乱をしてゐるのです。あなた自身ももう少し——合衆国の軍隊の概念といふものが法律に出ていない。出ていない概念を、合衆国軍隊だ、こういうふうにいふ言つてき

ましたけれども、従つて、そういうところから、合衆国軍隊といふものが日本に駐留をするといふ概念は、どこから出てこないのですか。そういうふうにして差しかえありませんか。この条文の中からは、合衆国軍隊が駐留するといふ概念は出てこない。出てきませんか。くるならば、こないならばこない……。○高橋(通)政府委員 これは第六条から当然そういう場合を前提として、頭の中で考へておるわけでございます。すなわち、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設・区域を使用することを許される。これは使用の面から見て、この規定をいたしたわけでございますが、使用することの軍隊といふのが日本に駐留してゐるといふことも、当然考へておるわけでございます。

次には、使用することを予定してゐる軍隊もある。今公海上にあるけれども、もう確実にこれは日本に配置されて使用するものである、これもある。使用することを予定しておる、約束をしておるといふ軍隊もある。さらに、使用することもあるし、使用しないこともある軍隊もある。それから一時的にちよつと使用する軍隊もある。これはあなた、六条で使用するといふことだけで、別に何も書いてない。どれに当たるのですか、全部当たるのですか。いわゆるあなたの方の言う在日米軍といふものに当たるのですか。

○高橋(通)政府委員 先ほど申し上げましたと思ひますが、在日米軍といふ法的な固定した概念はないわけでございます。従ひまして、われわれは、おのおの場合に、これはこの条文的な事項のどれが適用になるか、どういふのが適用にならないかといふことによつて、ある場合においてはこれが適用になる、在日米軍、ある場合はこれだけ適用になる軍隊といふことになりまして、一口に在日米軍は何であるかといふ定義は、この条文が全部をカバーする言葉で一言で言ふと、非常に長いわけでございますが、また、それはそういう必要は認めない、おのおの場合に、こういう場合にはこういう権利義務があるといふことが条文上はつきりしていれば、それで十分ではないか、このように考へておるわけでございます。

それからただいま御指摘の第六条でございますが、もちろん、一時的に使用する——とにかく日本国において施設及び区域を使用することを許される、従つて、日本国において使用して

いるということになれば、それは一つ
のここにいう意味におけるところの在
日米軍といふか、米軍によつて使
われるということになるわけござい
ます。しかし、そのうちには、御指摘
の通り、一時使用の場合もあると思
います。また、これは、長期駐留し
て、そして長期に継続的に使用する
という場合も、もちろん考えられてお
るわけでありませう。

○瀧井委員 そうしますと、第七艦隊
が一時使用するということは、この六
条を受けて在日米軍になりませんか。

○高橋(通)政府委員 ですから、在日
米軍は、そういうふうな限定と申しま
すか、定義をつけまして、そういう意
味における在日米軍でございませう。
しかし、配備はされてないわけござい
ますね。配備はされてない。しかし、
この区域を使用します。ですから、そ
ういうふう使用する軍隊、日本国に
おいて使用する軍隊を在日米軍とお
しやれば、そういう意味における在日
米軍である。しかし、それは配置され
ていない軍隊ではない。しかし、配置さ
れている軍隊ということも、当然この
中に考えられている。それから特に第
六条においては、日本国の配置におけ
る重要な変更、配置される場合の軍
隊、これは日本の駐留を考えておりま
す。

○瀧井委員 一体六条のどこに配置と
いう概念がありますか。配置という概
念はありはしない。六条の特別の場合
として、交換公文が出てきている。交
換公文といふのは特殊な場合です。よ
う交換公文の六条は、総理大臣、一体六
条のどこに配置という言葉があります
か。配置という概念は六条から出てこ

ない。

○岸田外相 先ほどからお答え申し
上げておる通り、六条は、日本の施
設・区域をアメリカの軍隊に使用を許
した規定であります。その使用の方法
として、さつきからおあげになりました
ような、一時的に使用し、あとは使
用しない、使用したり使用しなかつた
りする場合もありませう。それから
常駐して、長期にわたつて使用す
るという形態もある。そして、いや
しくもどういふ形態であろうとも、日
本としては、一定の区域・施設を限つ
て米軍に使用を認めておる、こういう
こととございませう。従つて、その場合
においては、駐留して使用する場合
も、駐留せず一時的に使用する場合
も、両方を前提として、六条というも
のは設けられておる。そのうち、日本
に配備されて継続的に使用しておる
ところの軍隊が、この基地を使用して配
備をしておるその配備の上に重要な変
化を来した場合には、事前協議の
対象になるということとを設けたわ
けでありまして、六条にはそういうす
べての場合を含んで使用を許してお
る、こういう意味であります。

○瀧井委員 すべての場合を含んでお
るならば、配置じゃなく、使用するだ
けでも、いわゆる在日米軍になるはず
なんです。

○岸田外相 先ほどお答え申し上げ
ましたように、在日米軍という法律概
念は、条約上どこにもないわけであり
まして、用いられる場合に二つの場合
がある。一つは、配置されておるとい
う狭い意味の在日米軍、この意味から
いうと、第七艦隊は日本に配置されて
いる軍隊ではないから、在日米軍では

ないというふうな表現をいたします。
しかし、同時に、広い意味に用いる場
合においては、日本の施設・区域を使
用するところのアメリカ軍隊を広くさ
して在日米軍という場合もある。そう
いう場合においては、一時的に使用す
るところのものも、そういう意味にお
いては在日米軍として差しつかえな
い、こういうふうにして申しております。

○瀧井委員 配置という概念は、長期
と短期があるのです。だから、従つ
て、アメリカの第七艦隊が日本に來て
おるときは、それはやはり形からい
えば、一つの配置の形です。それは最
近の——あとからだんだん出てきま
す。一種の配置の形です。だから、
今横田の基地の問題も出ましたが、そ
れならば、第五空軍の府中の司令部と
いうものがありますね。これは配置さ
れておるのです。明らかに一つの軍
隊です。しかも、配置されておる軍
隊と一体の関係にあるものが、飛鳥田
君が指摘したように、大邱と沖繩とに
ある。これは指揮下にある軍隊です
よ。配置されておる在日米軍の指揮下
にある軍隊、そうすると、これは在日
米軍になりますか。どうです。配置を
されている在日米軍の指揮下にあるの
です。

○高橋(通)政府委員 「合衆国軍隊の
日本国への配置」でございまして、従
いまして、私もはそういうふうな配
置という考えをここでは考えておりま
せん。日本国に国内に配置されたとい
うことが、この交換公文の配置の意味
でございませう。

○瀧井委員 近代的な戦争というの
は——高橋さん、あなたの頭と手とは
違います。しかし、あなたの頭だけ

が高橋さんじゃなくて、頭が命令を出
して、今度は手が動くので、手もやは
りあなたの頭と一体のものなんです
よ。それを頭が高橋で手が高橋でない
という議論をしておると同じなんです
。軍隊というものは、今の段階では一
つの有機的なものなんです。そうい
う無理な議論をすることは問題です。
そこで、ではお尋ねしますが、第六
条の交換公文の同軍隊の装備の変更とい
うものは、これは在日米軍だけを意味
しますか。

○高橋(通)政府委員 昨日も御指摘が
あったかと思いますが、これは米軍
の広い意味と申しますが、これは第六
条の、日本の施設・区域を使用するそ
の軍隊の装備における重要な変更でござ
います。

○瀧井委員 そうしますと、アメリカ
のこの軍隊でも、とにかく日本に來
るやつは全部そういうことになるわけ
ですね。

○高橋(通)政府委員 御指摘の通りで
ございませう。日本国における施設・区
域を使用するその軍隊の装備の変更で
ございませうから、御指摘の通りでござ
います。

本國への「ではないのですから。『日
本國への』』というのには、『重要な変更』
しかかからない。英文でこれはそう
なっている。『同軍隊の装備における
重要な変更』というのには、これは合衆
国軍隊一般をいうわけですから。あるいは
在日米軍も入る。そういうことなんだ
しょう。岸さん。きのうもそういう答
弁をしてる。

○岸田外相 これは冷静にお読み下
さればおわかりのように「合衆国軍隊
の日本国への配置における重要な変
更」ということならば、日本に配置さ
れている軍隊の配備の変更を意味する
ことは当然のこととあります。もちろ
ん、『同軍隊の』といふのは、合衆国の軍
隊の装備における重要な変更でありま
すが、何も日本に全然関係のないアメ
リカ国内において、軍隊がどういふ装
備をするというふうなことは、これは
もちろん問題にならないことでありま
して、日本の施設・区域を使用する
ところのアメリカ軍隊の装備における重
要な変更、こういうふうな説くことは
当然のことだと思ひます。

○瀧井委員 従つて、在日米軍だけ
なくして、日本にちよつと立ち寄るも
のも、寄港するものも、長短を問はず
全部そういうことになつてくるわけ
ですね。そういう二つのいわば違つたも
のがここに書いてある。こういうこと
を私は指摘したわけですから。それは違
つたものでしょう。

○岸田外相 文句が違つてゐるから
当然違ふことは、日本への配置の変更
ということであれば、配置されないと
ころの軍隊は意味しないことは、文句
の上から当然でございませう。そういう
意味において、文句が違つてゐるのだ

○浦井委員　それには基地を使用すること

これは事前協議の対象にはならない。と

.....

○瀧井委員　そうしますと、米軍が基

は赤城長官にお尋ねしますが、現在、

在日米軍の動向はどうなっておりますか。

○赤城國務大臣 再々申し上げておりますように、陸海空で人員にして五万二千人ほどおりますが、これが撤退する予想があるのかどうかということですが、撤退する予想はあまりありません。リーダー・サイトの引き継ぎによつて、幾分日本から去るというような情勢はありますけれども、その他においては大体現状のままであるうか、こういうふうに思います。

○滝井委員 問題は、陸海空の区分、五万二千の配分ですね。陸軍が何%、海軍が何%、空軍が何%、これを見てもわかるのです。

○赤城國務大臣 駐留軍の人員は、今申し上げましたように、約五万二千人でありまして、そのうち、陸軍が約五千人、海軍が約一万五千人、空軍が約三万二千人でございます。

○滝井委員 六割は空軍ですね。それから三割が海軍、一割が陸軍、こうなっておりますわけですね。われわれ日本人は、今までは軍隊というものは、どたぐつをはいて背のうを背負つて、そうして鉄砲を持つておるのが軍隊だ、こういう概念があったわけですね。ところが、最近の状態は——朝鮮事變の当時においては、たとえば、朝鮮には三十万以上のアメリカ軍がおりましたよ。しかし、日本にもその当時は相当おりました。十万以上おった。ところが、最近では、こういうふうにぐつと減つてきておるといふことです。しかも、その大部分は空軍であり、海軍であるといふことです。そして陸軍というものは、資材の供給維持に当たる補給用の軍隊にしかならぬといふことですね。そう

すると、軍隊の概念というものが、非常に違つてきておるわけですね。従つて、新しい安保条約で日本に駐留するといふような概念を持たなくとも、軍隊がいわゆる流動性でできておる。従つて、何も日本にいたくても、基地といふものの使用ができればいい。これが軍隊の実体だと思ふのです。ここが今度の安全保障条約は、岸さんよりかアメリカのアイゼンハワーの方が頭がよかつた。いわゆる基地を使うだけなんです。そうして、日本は基地を提供をしておりますが、これはどういふことになるかといふと、米軍はなるほど日本の防衛の義務があるよ

うな形になっております。なつておりますけれども、この軍隊といふものは、常時駐留しなくてもいい。それは飛行機といふものはいつも空を飛んでおるかもしれないし、船もいつも海を泳いでおつて、日本にいないかもしれない。しかし、たまに來て基地を使う。きわめて流動的な軍隊です。ただ陸軍は五千くらい日本に補給的におる、こういうことですね。これが今のアメリカの駐留の形態です。従つて、これを別な言葉で申しますと、戦略上必要ある場合はいつもおるけれども、いざ鎌倉といふときには、有事には撤退をする可能性があるといふことですね。これはそういう可能性が出てくる。常時駐留の形をとつておるけれども、有事、いざ鎌倉といふときには、撤退をしていってしまえば、それまでなんです。これはそういう可能性がある。きわめて流動的なものなんです。こういう形態の軍隊です。あなた方は、六条に関する交換公文で、配置について、一個師団以上の軍隊が日本に

やつてくるときには、これは事前協議になります。装備は核兵器だけが事前協議になりますと言ふが、それは一体どこからそういう結論が出てくるのですか。

○赤城國務大臣 有事のときには撤退するといふことを強断的に考へるのようでございしますが、有事のときには、日本の防衛のために入つてくることもあります。

それからこの交換公文で、配置とか装備の変更とか、こういうのはどこから出るかといふことが、これは交換公文で、そういう場合には事前協議の主題とする、こういうことでもあります。

○滝井委員 交換公文で、私が言うのは、一個師団以上なんといふのは、どういふ基準で定められますかといふことです。一個師団といふのが重要だったら、たとえば二日間つ一日置きに半個師団ずつ入つてくれば、すぐ一個師団になつてしまふ。一回も一個師団では來ない。そういうときには事前協議しない。それから装備の変更といふのは、核兵器だけだ、こういうことならば、ここに核兵器とお書きになつたらいい。一個師団以上といふことになれば、これは一体どうして一個師団といふ基準になるのかといふことが、われわれによくわからない。

○赤城國務大臣 事前協議の主題として、日本国への配置における重要な変更、こういうことでありまして、これは協議において、重要な配置の変更であるかどうかといふことはきめるわけでありまして、設例でよく知らぬものを大体考へるかといふことではありますから、一個師団程度が入つてくる場合には、これは重要な変更になつてくる例を申し上げたのであります。協定の重要な変更にはいろいろあると思ひます。

○滝井委員 近代的な軍隊の様相といふものは、なかなかそう一個師団といふ設例だけでいくものではないのです。だから、今までそういう答弁をされておるから、私は一応お聞きしたわけですね。

そこで、この行政協定の二条の四ですが、合衆國軍隊といふものがこの基地を使わないことが相当あるんじゃないかといふことの一つの例として、行政協定の二条の四を見ると、合衆國軍隊が施設及び区域を一時的に使用しな

なるといふ例を申し上げたのであります。協定の重要な変更にはいろいろあると思ひます。

○滝井委員 近代的な軍隊の様相といふものは、なかなかそう一個師団といふ設例だけでいくものではないのです。だから、今までそういう答弁をされておるから、私は一応お聞きしたわけですね。

そこで、この行政協定の二条の四ですが、合衆國軍隊といふものがこの基地を使わないことが相当あるんじゃないかといふことの一つの例として、行政協定の二条の四を見ると、合衆國軍隊が施設及び区域を一時的に使用しな

いときは、日本の政府がこれを使うことができることになつておるわけですね。これは飛鳥田さんが閣僚の自衛隊、貧血の自衛隊といふことを言いましたが、しかし、實際問題として、こういうことを日本政府がやはり予定しておるといふことです。基地といふものは、アメリカ軍が使わずに基地だけを持つておくことがあるといふことを、これは予定しておるからこそ、行政協定にこういう条文が入つておるわけですね。

○森政府委員 ただいまの行政協定二条四項の規定でございしますが、この規定の設けられました趣旨は、たとえば米軍の演習場等がございします。この演習場等に付近の人々がたきぎをとりに入つたりすることを許す趣旨に出た規定でございします。もともとこの趣旨はそういう規定でございしたけれども、現在では、米軍の施設の場合に、そういう演習場等がございせんけれども、たとえばドライ・ドック等も、米軍が使用していない場合には、日本の

関係業界に使わしていただくことがございます。従ひまして、今度の改正では、演習場及び射撃場のような例示規定を削除した次第でございまして、二条四項の立法の趣旨はそういうところにあるわけでありまして。

○滝井委員 そうしますと、これはたきぎをとつたり、ドライ・ドックを使うといふような、それだけのことでですか。この条文を見ますと、まあ、たとえば——たとえばなかなかはやいですが、やはり基地といふものは、軍隊の流動性にかんがみて、相当あいてくるといふ形が出る。特に、最近におけるミサイル兵器の発達で、基地といふものは非常に敵の奇襲に弱くなつてきているのです。だから、固連では、奇襲の問題といふものが、軍縮の一つの大きな議題になつておるわけですね。基地といふものは奇襲に非常に弱くなつておる。たとえば第七艦隊の状態を見ても、一定のところにきちつとおることはない。絶えず流動しておる。さらに、日本における飛行機だつて同じです。これは動いています。たとえばアメリカの最近の新しいボラリス、いわゆるミサイルを持ったボラリスあたりでも、六十日も海底をもぐつておるのですよ。さらに、グアム島の戦略空軍といふものが日本に飛んできたときに、彼らは日本には着陸する必要がない。どうするかといふと、三沢の飛行場の基地から今度は石油を補給する空中補給機が飛び立って、そして空中で油を補給してしまふのですよ。ただ、使用するものは、そういういわゆる基地として使用する。こういう形になると、いわゆる奇襲に対する抑制力としての軍隊といふようなものは、第七

艦隊、あるいはボラリス、あるいはグ
アム島から飛んでくる戦略空軍に對し
て、日本の三沢基地から空中の補給を
やる、こういう状態を考へてみると、
日本の基地というものが、ほんとうの
戦闘作戦行動として使われる場合とい
うものは、非常に少なくなる状態とい
うものが出てくるわけですね。そして日
本は基地というものを貸しておるけれ
ども、実際にそこにアメリカの軍隊と
いうものは少ない。いざ鎌倉というこ
きには、日本が爆撃されてどうにもな
らぬという状態になってしまう。すな
わち、日本は不当な戦争にだけ巻き込
まれて、なかなか日本はうまくいかな
いという事態が出てくるのです。これ
は最近における軍隊の一つの傾向です
よ。いわば姿なき軍隊という形が出て
きておる。そしてしかも、基地でもみ
んな地下にもぐってしまつておる。ミ
サイルその他の基地というものは地下
にもぐってしまつておる。日本だつ
て、最近、稚内その他でもずいぶん
地下壕を作つておるはずですね。やは
り地下にもぐつて、上にはなくなつてお
る。従つて、こういうように軍隊の性
格が変わつてきて、駐留軍という常時
駐留の姿というものは、だんだん少な
くなつてきておることは、日本にいら
る五万二千の軍隊の内訳を見ればわか
ります。しかも、それは基地として使用
していく、こういう形です。たまたに使
用する、こういう形が出てきておるわ
けです。これを総理はこの条約を結ぶ
にあつて一体どう考へておられます
か。こういうように変わつてきており
ます。

○岸田外務大臣 いろいろ軍隊が流動性
を持つてくる傾向があるということ
は、これは滝井君が言われる通りだと
思います。しかし、現在この安保条約
のもとにおきまして、日本に常駐留
しておる米軍というものが相当あるこ
とは、先ほど現実の現在ある人数につ
いて防衛庁長官からお答えをした通り
であります。従つて、もしも日本の基
地が少なくなつても、日本の防衛と極東の
安全を守ることができるといふふう
になつてくれば、なるべく少なくなるこ
とが望ましいだらうと思ひます。しか
しながら、現在の事情からいって、相
当数の基地を持つておつて、また、相
当数の米軍が常駐留しておるといふ
ことは、現実から見て、今日直ちに、
軍隊はみな流動性のものであつて、何
ら基地を必要としないような事態と
は、私まだ相当隔たりがあると思つて
おります。従つて、この条約を結ぶ
前提といたしまして、先ほど来外務大
臣がお答え申し上げておる通りに、相
当数の米軍がやはり基地に常駐留し
て、そして日本の平和と安全、極東
の平和と安全に寄与するという体制を
前提として作つておるわけでありまし
て、もちろん六条の規定は、そうした
常駐留して日本の基地を使用するとい
う場合もありましようし、あるいは
駐留せず、一時的に使用するという
米軍もあることは、先ほど来お答え
をした通りでありまして、別に、そ
の点につきまして何ら変更を要する点
はないと思ひます。今お話しするよう
に、軍隊がそういう流動性を持つよう
な傾向があるということは私自身も認
めますけれども、現在、それが直ち
に、すべて流動性があるのだから基地
なんかなくていいんじゃないかという
議論にはならないと思ひます。

○滝井委員 基地を使用しないとい
うのではなくして、基地を使用する時間
的な関係が非常に短くなつて参りつ
つあるということをおつておるわけ
です。それだけ基地というものの概念が
だんだん薄くなりつゝあるということ
を意味するわけですね。たとえば、飛行
機は絶えず空中にある、船は絶えず海
の上にある、それから潜水艦は絶えず
水中にあるという、こういう形がだん
だん出てきておるということですね。そ
こで、それならば、国連軍というもの
は駐留権がありますか。

○高橋(通)政府委員 現在の国連軍
は、国連軍協定がございまして、そ
れに基づいて駐留の権利を持つており
ます。

○滝井委員 その場合に、国連軍は駐
留権があることになった。そうします
と、アメリカの軍隊と国連の軍隊とは
二重性格を持つておるわけですね。この
區別は一体どういう工合にしてしま
うか。

○高橋(通)政府委員 国連軍とアメ
リカ軍でございまして、国連軍であり
しても、アメリカ軍は、日本にある限
りにおきましては、御承知の交換公文
によつて地位協定以下の規制を受ける
わけでございます。

○滝井委員 アメリカ軍と国連軍との
見分けはどうしますかというわけ
です。軍隊で色がついておるわけじゃ
ないですか。

○高橋(通)政府委員 見分けと申しま
しても、アメリカ軍であることは、こ
れははっきりわかるわけでありませ
う、そのアメリカ軍として日本にお
ります場合には地位協定の適用を受け
る、こういうわけでございます。

○滝井委員 もう少し先に行つたらだ
んだんわかつてきます。

○小淵委員 此の際、石橋政嗣君よ
り関連質問の申し出があります。これ
を許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 滝井委員の質問に関
連して、ちょっとお伺いしておき
たいと思ひます。

まず、藤山外務大臣にお尋ねしてお
きたいのですが、先ほどから、在日米
軍という問題が提起されておるわけ
です。私どもは、新しいこの条約では在
日米軍という観念はなくなつておる
という見解を持つておるわけですが、そ
れを立証していきたいと思つておる
ので、藤山大臣は言明しておられます
けれども、間違いないですね。

○藤山外務大臣 さつき申した通りで
あります。第七艦隊は日本に駐留は
いたしておりません。そういう観点が
いらひまして、第七艦隊は——いわ
ゆる在日米軍というものは、日本に
いるアメリカ軍隊という意味でござ
いますから……。

○石橋(政)委員 三月の十五日に、松
本委員が本委員会でお尋ねしてお
る。第七艦隊というものは在日米軍
か、そうしたら、あなたは、そのとき
に「日本に駐屯しておりません、よ
そにおりますアメリカ軍隊を在日米軍と
呼ぶわけにいかぬことは、小学校の生
徒でも明らかでございます。」えらい
高姿勢で答弁しておられるのですよ。
今さら訂正はなさらないでしよう。そ
れじゃ、その第七艦隊が日本の施設及
び区域を使つて出ていく、こういう場
合、すなわち、第六條に基づいて極東
における国際の平和及び安全の維持に

寄与するために、在日米軍が日本の施
設及び区域を使つて出ていくという場
合に限定されますか、無制限ですか。

○藤山外務大臣 戦闘作戦行動に出て
参ります場合には、当然事前協議の対
象になるわけでございます。

○石橋(政)委員 戦闘、作戦行動だけ
です。第六條だけを私読んでおるわ
けです。「日本国の安全に寄与し、
並びに極東における国際の平和及び安
全の維持に寄与するため、アメリカ合
衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日
本国において施設及び区域を使用する
ことを許される。」と明文があるわけ
です。このアメリカ合衆国の海軍の中
に、第七艦隊は当然この六條で入
ります、そうですね。だから第七艦隊は、
アメリカの海軍として極東における国
際の平和及び安全の維持のために出て
いくというこはできるわけですね。
極東における国際の平和及び安全
以外の目的で出ていくこともできるの
ですか。

○藤山外務大臣 アメリカの艦艇が日
本に配置されておる、あるいは日本の
施設・区域に常時おらないというよう
なものが行動することは、これは自由
であります。ただし、その施設・区域
を戦闘作戦行動に使つたり、あるいは
その施設・区域に核兵器を持ち込んだ
り、そういう場合には事前協議の対象
になることは当然でございます。

○石橋(政)委員 それじゃ、もう少し
簡潔にお尋ねしましよう。総理でもい
いんですよ。しかし、藤山さんがせつ
かくお答えになつておられますから
ね。私は、「アメリカ合衆国は、その
陸軍、空軍及び海軍が日本国において
施設及び区域を使用することを許され

○石橋(政)委員　そうすると、あなたが今おっしゃったことと、先ほどの答弁と食い違つてくるわけですよ。第七艦隊はこの海軍に入るわけですよ。だから、日本の施設及び区域を使う場合は、当然目標は限定されるわけでしょう。日本国の安全に寄与する、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する、日本の施設及び区域はこれ以外には使えないわけでしょう、いかがですか。

○薩山國務大臣　日本の施設・区域を使用するという目的は、今申し上げてお通りのことでございます。すなわち、第七艦隊が入ってくる、そういう場合、日本の安全なり、あるいは極東における安全なり、そういう意味において入ってくる。むしろ、常時アメリカの軍隊がごく平和裏に移動いたしておるといふようなことは、これはどこの軍隊でも——インドの艦隊が日本の横浜に入ってくる、そういうことはございませう。しかし、そういうことを別にして考えれば、今申し上げた通りでございます。

○石橋(政委員) そうしますと、第七艦隊は在日米軍じゃない。その第七艦隊が日本国の施設及び区域を使用する場合には目標は限定されるわけです。いわゆる極東条項というものに縛られてくるわけです。これは間違いない

○高橋(通)政府委員 第六条は、施設・区域を使用することを許される使用の目的でございますから、個々の使用の場合に、全体としてその目的に合致すればいいわけでございますし、合致しなければならぬわけでございます。

○石橋(政)委員　そうしますと、在日米軍じゃない第七艦隊でも、この日本国において施設及び区域を使用する場合には、目標は限定されるわけです。この点は、総理大臣御確認になりますね。

○岸 国務大臣 それはその通りでございます。

○石橋(政)委員　そうしますと、この新安保条約にいう極東の觀念というものが統一解釈が前に出されました。これだけ文章で出されております。これと矛盾を来たしてくるわけです。「この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。」これが必ず極東だ。そうじゃないじゃないですか。在日米軍だけじゃないじゃないですか。合衆国軍隊が、日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域が、ここという極東じゃないですか。統一解釈を訂正しなくちゃなりませんよ。その点はいかがですか。

○高橋 逋(と) 政府委員　在日米軍といふのも、やはり日本に入ってきて、日本の施設及び区域を使用して行動するところの軍隊なのでございます。ですから、それと全然関係のない軍隊といふことではございません。

場合と狭く用いている場合があります。これは常識的に言っているのであって、狭く用いられておる場合は、日本に配置されておるところの米国軍隊という意味で、それを称して在日米軍だ、そういう意味においては第七艦隊だ、そういう意味においては第七艦

隊は在日米軍というものには入りません、日本に配置された軍隊ではございません、こういうことを申し上げたわけであります。しかしながら、同時に、広い意味において、いわゆる日本の施設・区域を使用する米軍をさし

て、在日米軍というような観念にも用
いております。そういう場合は、とに

かく第七艦隊が入つてきて日本のお
設・区域を使用するといふ場合におき
ましては、あるいは地域協定に關する
いふんな規定が適用されるとか、そ
他いわゆる廣く、日本に駐留してお
る軍隊と同じような扱いを受けるとい
ふようなことになるわけであります。
従つて、在日米軍という觀念は、今
言つたような広義に用いておる場合
と、狹義に用いておる場合と、二つの
場合がありますといふことは、繰り返
し繰り返し先ほど来申し上げておりま
す。今おあげになりましたなといふ
ものは、要するに、その極東の觀念
についての統一解釈として用いてお
るものは、日本の基地、いわゆる施設

区域を使用して、そうしてそこから時
力行動をして、極東の平和と安全に突
与できるような地域だ、こういう意味
で申しておるわけでありまして、配置
されておる軍隊に極限して申してお
わけではございません。

るのです。これは一番端的に表われているのですよ。日本の施設及び区域を、使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域が極東だ。いいですか、その上に「在日米軍が」と、わざわざつづけていますの。在日米軍が日本の施設と区域を「使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域が極東だ」と、わざわざつづけていますの。これは一番端的に表われているのですよ。日本の施設及び区域を、使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域が極東だ。いいですか、その上に「在日米軍が」と、わざわざつづけていますの。在日米軍が日本の施設と区域を「使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域が極東だ」と、わざわざつづけていますの。

説明がなされている。明らかに、今のごとき
盟及び区域を借用している。このこと
をあなた、岸総理は、広義の方でござ
いますと言うけれども、在日米軍に
広義も狭義もありますんですよ。今昨
の条約では、アメリカの軍隊が日本の

施設及び区域を使用する限りにおいては、全部制限を受けるのですよ。(発言)

する者あり、全部制限を受けるのです。先ほどの答弁と違ふじやありませんか。日本の施設及び区域を使用して、そうして出ていく限りにおいては、日本におろうとおるまいと、かきわないのです。アメリカの軍隊である限り制約を受けるのです。それを在日米軍とこじつけるのは無理ですよ。それはアメリカ軍隊ですよ。アメリカ軍隊が、日本の施設及び区域を使用して、そうして武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域、それが極東だといふなら、それなりに私は理解できますけれども、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域と、こんな解釈を出

しましたら、第七艦隊はどこにでも行きますよ、一国の総理がそんな無責任な答弁をされました……。

またお尋ねしますが、現行安条約の第一条には、在日米軍という概念があるわけです。これはお認めに

も二平和条約及びこの条約の效力發生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する權利を、日本國は、許すし、アメリカ合衆國は、これを受諾する。これが前段です。ここで配備の權利を日本はアメリカに与え、アメリカは受諾する。各子と云つてゐるのです。

す。それによって出てきたのが、次のものの後段です。「この軍隊は、この軍隊は」なんていうのは、明らかに在日米軍なんですよ。私はそういう意味で、現行条約には在日米軍という観念があると思います。

ます。ところが、新しい安保条約には、その観念がどこを探してもないの

です。アメリカの軍隊でありさえすれば、この行動の目標を、極東という、その極東条項というものの制約は受けるけれども、結局日本の施設及び区域は、アメリカの軍隊である限り全部使える、こう変わってきているのですよ。変わってきているのに、ことさらに、在日米軍というものがまだあるのかのごとく言うところに、重大なごまかしがあると私どもは言っているわけです。そこところは、総理、間違いないわけでしょう。

○岸田外相 現行条約及び行政協定の全体をお読みになりますと、いわゆる日本に配置された軍隊、今お読みになりました、日本に対してそれを配置

することのできる林利をアメリカに認めておられます。それによって配置されておる軍隊というものがあり得るわけですから。しかしながら、同時に、そういう配置はされておらないけれども、一時的に日本の基地、いわゆる施設・区

域を使用するアメリカの軍隊に対し、行政協定上のいろいろな規定の適用を受けるものがございます。従って、現在におきまして、いわゆる日本におる米軍が、そのうちには日本に配置された米軍である場合と、配置はされておられないけれども、一時的に日本におつて、そうして使用するという場合と、二つ私はあると思います。私どもが、先ほど来いわゆる在日米軍といふことを申し上げておりましたが、これはもちろん、今度の条約上はつきりそういう観念を規定はいたしておりません。しかし、六条において使用を認められておる限りにおきまして、常時日本に配置されて使用するという軍隊もありましようし、配置はされておらないが、一時的にそこに立ち寄つて使用するといふものと、両方がある。この両方に対して、これは日本からそういう権利をアメリカの方に与えておる。しかし、この基地を使用して作戦行動をするといふような場合においては、配置された米軍であらうが、一時的に使用するものであらうが、いやしくも、日本のこの施設・区域を使用して、そういうことをやる限りにおいては、必ず事前協議の対象となるということをおの交換公文で明らかにいたしております。

上げていくように、その場合においては、要するに日本の基地を利用して、施設・区域を使用して、そうして作戦行動して、そうして国際の安全と平和に寄与し得るような地域をいつているわけですね。それには駐留しているのはもちろんのこと、駐留してなくてもそのものを含んで、こういうふうな私どもは考えております。

○石橋(政)委員 関連ですからこれでやめますが、非常に重大な、実質的な訂正が行なわれているわけですね。この極東の範囲についての統一解釈における在日米軍といふものは、やはり狭義の在日米軍ではない。今実質的に総理がこれを訂正されましたから、その意味で私は確認いたします。

それからもう一つは、新しい安保条約には、これまた、在日米軍という観念は、条文中、条約の上からなくなっていることも総理はお認めになりました。それで私は引き下がるわけです。次の私の質問のときに、この続きはゆっくりやらしていただきます。

○小澤委員 飛鳥田一雄君より関連質疑の申し出があります。これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 関連ですから、ごく簡単に二つだけ教えていただきたいと思ひます。

高橋さんに伺ひますが、第六条の交換公文の中で「戦闘作戦行動」という言葉が使われておりますが、このミラタリー・コンパット・オペレーションズという言葉は、交渉の過程の中で日本の側から持ち出した用語でしようか、それともアメリカの側から出てきた用語でしようか。

○高橋(通)政府委員 これはどちらから持ち出したという問題ではございません。やはりこういう問題は協議の対象にしようというので、ここで一致したわけでございます。

○飛鳥田委員 そこで、私もこの前、質問のあとで、念のために、防衛庁の図書館にありますが、いろいろな字引を引かせていただいたわけですね。すると、どう見ましても、この用語は戦術に関するものとしてしか受け取れないわけですね。ところが、ときどき政府の御説明を聞いておきますと、あたかもこの戦闘作戦行動といふものが、戦術に関する部分まで含むかのごときお話がございまして。この際、これは戦術に関する部門だけだといふことを明確にしておいていただければ大へんよろしい、こう思ひますが、いかがでしようか。

○加藤(陽)政府委員 今おっしゃいました戦術に関するものとか、戦術に関するものとかいふものを、どういふ見地からお尋ねになつておられるのか、私もよくわかりませんが、要するに、ミラタリー・コンパット・オペレーションといふのは、ミラタリー・オペレーションとロジスティック・オペレーションとを合したものです。ロジスティックのオペレーションを除いたものだけというふうな観念でございます。

○飛鳥田委員 よくわかりました。結局ロジスティックなものを除いたといふことは、すなわち、戦術と普通呼んでおられる言葉に相当する、こう理解をいたします。

そこで、この前の答弁を伺つておられますと、戦術的な部門について、ロジスティックな部分についていろいろな協議があるかのごとく伺ひました。そうしてそれは、受田君に対する御答弁を伺ひますと、第四条の協議の中に含まれる、こういうふうな御説明だったように伺つておられますが、第四条はそういうものを含めた協議、こう理解してよろしいかどうか。防衛庁長官いかがですか。

○加藤(陽)政府委員 四条の協議は広いものでございまして、作戦全般についての協議もあらうと思ひますので、そういうふうな場合には、やはりロジスティックな面についても私は協議の対象になると思ひます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、六条の協議は戦術的なもの、第四条の協議は戦術的なものも含む、こういうお話です。ところが、一体この第四条の戦術的なものも含む協議の中で、拒否権といふ問題は全然お話しにならず、戦術的な、局部的な部分についてだけ協議といふことが問題になつてきて、しかも、共同コミュニケーションによつてその意に反して事を行なわなないといふお話ですが、こういうことは、常識的にその協議といふことの实效性を疑わせるものにならないでしようか。たとえば、これもたしか受田君に対する御答弁だったと思ひますが、今までの日米安保委員会の実績、そういうものは第四条の中に含まれていく、こういうお話だったと思ひます。ところが、日米安保委員会の実績を見ますと、たとえば第二回にどういふお話があったかといひますと、スタンブール太平洋地区総司令官より、極東軍事情勢を、日本の防衛と関連させながらの説明を聞く、同時に、太平洋、極東地区における米軍戦略体制についての説明あり、こう

いうことでありますし、第三回は、太平洋米海軍作戦部長による日本地域の海上防衛に関する見解披露と同時に、日本地域の防衛問題を討議し、在日米軍の配備と撤退計画、これに伴う日本航空自衛隊の育成計画についての話し合いをした。さらに第五回を見ますと、同様なこと書いてあります。六回、同様であります。ここまでは明らかに、日本航空自衛隊の育成計画などを極東の米戦略にあわせて話し合つた、こういうことが歴然と出てくるのであります。こういう戦術的な部門を第四条でお話し合いになる、そしてその話はつく。そうして、そういう戦術的な基本線、基本ルートが全部できてしまつたあとで、いざ鎌倉、それ出かけようといふときに、戦術的な部分だけの効果がありますか。これは軍事専門家の赤城さんに伺つておきたいと思ひます。

○加藤(陽)政府委員 今のお尋ねでございますが、第四条の協議といふものは、これは全般的なことをやるわけでございます。第六条に基づく交換公文の事前協議は、これは極東の平和と安全のために戦闘作戦行動を——日本の施設及び区域を基地として使用する場合も事前協議でございます。やはり相当、その間に違つたものがあるのじやないかろうかと思ひます。全般的な作戦等は平素から協議いたしますから、米軍の動向といふものも、ある程度は、私どもはわかると思ひます。しかし、米軍はやはり全般的な、世界的な視野からものを考えますので、第六条の交換公文に基づく事前協議といふものは、それはそれとして、私は非

常に重要な意義を持つておる、かように考へております。

○飛鳥田委員 関連ですから、これ以上伺いませんが、いづれにせよ、基本的な戦路について無理往生をさせられ、それに応じて育成計画のもとに自衛隊ができてしまつてしまつており、いざというときに、そのいざという場合についてだけ事前協議をやつてみたところで実効性はない、こう国民は思わざるを得ないわけでは。

そこで、第二の問題として、これは林さんに伺つておきたいと思ひますが、いわゆるこの事前協議という観念は、国際法独特の観念でしょうか、それとも国際法、国内法を通じて、いわゆる協議という言葉と解釈をしてよろしいでしょうか。何か国際法の上で、事前協議というものを特に別に扱わなければならぬような根拠がございいますか。

○林(修)政府委員 別に国際法上どうか、国内法上どうかという問題ではなくて、この交換公文におきまして、いわゆる事前協議の主題とするという意味が、いかなる意味であるかという解釈になると思ひます。協議という言葉は、切り離して言えば、協議はまさに協議でありまして、相談することだと思ひます。しかし、いわゆる事前協議の主題とするという意味においては、つまり、ここであることをするにいて事前協議を要する、あらかじめ協議をしなければならぬ、そういう趣旨が表れておる。あらかじめ協議をして、そこで意思が合致した上でやる、これがいわゆる事前協議の主題とするという言葉の意味だと私は思ひます。

国内法にとつてみれば、たとえば、何々大臣は、何々をする場合には、あらかじめ何々大臣に協議をしなければならぬというものは、まさに事前に協議して、協議成立した上でやるという前提でみなできておる。そういうものと実は同じような考え方、私たちは解釈しております。それは国際法と申しますか、アメリカとの間でも、その点ははっきり話がついておると私も考へております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、首尾一貫しないのじゃないか、こう私は思ふわけでは。たとえば、同様な、今あなたがあげになりました協議と出てくるのです。たとえば、藤山さんが御関係になつていらつしやる大日本製糖株式会社の労働協約を見ますと、「会社は、組合員が左に掲げる各号の一に該当する場合は予め本人の属する組合と協議の上解職するものとす。」「こう書いてあるわけでは。こういう点で、解雇について、あるいは人員の配置、配転について、組合と会社は協議の上でできる、こういう条文はたくさん今までもあるわけでは。そういういたしますと、これは歴然たる事前協議じゃないでしょうか。この事前協議について、どういふ最高裁の判例が出ておりますか、林さん、教えて下さい。

○林(修)政府委員 これは団体協約において、どういふ趣旨でそれが作られたかというところで、実は私たちが、一々責任を持つわけにも参らないのでございまして、団体協約においては、民間においてどういふ趣旨で行なわれたか、その趣旨がおそらく最高裁においてもちろん究明されて、その

解釈をしているものと思ひます。しかし、少なくとも国内法あるいは国際法のな部分で使われる場合に、わざわざこれを事前協議とした意味、あるいはあらかじめ協議するといった意味は、普通通われが使用しておりますのは、当然に事前に協議をして、協議成立の上でやるというのが、私たちの使用の方でございまして。そういう趣旨で今度もございましてと思ひます。アメリカとの間にも完全に了解がついておるわけでは。

○飛鳥田委員 林さんは、不利であるからお答えにならぬわけでは。この歴然たる事前協議、これは民間会社においてとおっしゃつたのですが、これは労働組合法によつて、あるいはその他の法律によつて、きちつと認められた言葉です。これに対して最高裁はこう言つています。会社が組合に一度協議をして、そして納得できるように誠意を持って一度話をすれば、必ずしも組合の了承、承諾等を必要とするものにあらずと申しております。これは日本の最高裁ですから、有権的な解釈です。(「労使は対立しておる、日米の関係はそうじゃないよ」と呼ぶ者あり)

今、日米と労使の問題は違ふという御説明がありましたが、労働組合と会社とは、労働法上対等なものとして扱われていることは御存じの通りです。いづれが上、いづれが下でもありません。従つて、国際法的にも、アメリカと日本が、いづれが上、いづれが下とも言えないでしよう。従つて、ここでは当然同じ論理が適用せられなければならぬはずなわけでは。ところが、日本国内においては承諾を必要としな

い、こういう判例がきちつとあり、国際法的には必ず承諾を必要とするという主張をなさるのは、頭としつぱが互いに矛盾してはいないでしょうか。(「労働関係には信義はないんだよ」と呼ぶ者あり)今のお話で、うしろのお話では、労使の関係は信義の上に立つていない、こういうお話ですが、しかし、あなたの方こそ労使協調を唱えている張本人じゃないでしょうか。もしそうだとすれば、お互いに信義の上に立つと言つても差しつかえがない。一体、会社と組合との対立の場合と、日本とアメリカとの関係の場合と、どこでこの協議を解釈し、分ける根拠があるのですか。アメリカの側から、いざという場合には、お前のところの最高裁判所はこの協議という言葉についてどういふ判例を出しているのじゃないか、こう言われたら、あなた方は一体どうなさるのですか。少なくとも、日本における協議というものはそういうものだと考へておられるならば、前提にしてお

うことは、あなた方は前提にしておらうでしよう、国内法と国際法と分けて、この協議を二様に解釈する根拠が

あります。○林(修)政府委員 今の団体協約の問題は、団体協約で使われておる言葉と、前後の関係からどう解釈するかという問題だと思ひます。しかし、この日米間の交換公文につきましては、特に第四条の単なる協議のほかに、事前協議の主題とするという言葉をいれまして、この点について日米間ではっきりとした了解を要しておるわけでは。そういう了解を要しておるわけでは。そういふ点において、私どもは、実は解釈ははっきりしておると思つて

おります。それから、国内法においても、私も、協議、あらかじめ協議しなければならぬという言葉を使つておられます場合には、単に相談だけではない、普通は考へておられます。たとえば、国有財産法等で、主務大臣が、たとえばこれこれの場合には大蔵大臣に協議しなければならぬという言葉は、単に相談をしかければそれでいいんだという趣旨には、われわれは解釈していません。当然に、両方が協議、成立した上でやるという前提で作つております。法令によりまして、協議と同意を使い分けておる法令もございまして。その場合には、協議と同意のニュアンスの違いは、多少あるかもしれませんが、しかし、あらかじめ協議する、事前協議の主題とするということは、実は解釈ははっきりしたものと考へておると思ひます。

○飛鳥田委員 労働協約を見ますと、ちゃんと、あらかじめ組合と協議する、こう書いてあつて、あなたのいふ御都合主義で言葉を解釈していいかどうか、こういうことが問題になります。なるほど、共同声明があるというところは、総理も今までお答えになりました。しかし、この共同声明は法的な拘束力がないものだ、これも総理はお認めになりました。組合と会社との間においても、同様な事例はたくさんあります。こういう労働協約を作るに際して、事務取締役なり代表取締役なりが、こうしておいて、君らの方に決して迷惑はかけないから、心配をしないようになどという言葉を組合にすれば漏らしながら、労働協約を作

てしようというような場合はあったのです。そういう例をあげると言えはたぐさありません。だからこの共同コミュニケが法的な拘束力を持たない限り、やはりアメリカの側から、逆にお前のところにもこういう判例があるじゃないか、こう言われたら一体どうなさるのか、これをあらかじめ私は警告を申し上げておいて、私の関連質問を終わります。

○濠井委員 在日米軍の性格、それから日本区域という点をやったのですが、どうもあまりはっきりした答弁が得られませんでした。そこで、さらにもう少しはっきりさせる意味で、非常に具体的に今度は質問してみたいのです。

まず、現行の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の第三条です。第三条に、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とあるわけですが、この「日本国内」、これはもうわかります。「その附近における配備」、この「附近」というのは、今までの安全保障条約では、一体どういうところを「その附近」といっておられますか。

○高橋(通)政府委員 これは現行の安全保障条約でございしますが、「その附近」というのは、一体どの辺まで含むかというような、はっきりした概念はないわけでございます。ただ、なぜここで「その附近」と申したかと申せば、やはり一国に他国の軍隊を配備する場合は、もちろんその領域の内でございますが、領域外、すなわち、公海におきましても、そこに集結していくということとはとやかく国際問題も起こること

でございますので、やはり日本の領域だけではなく、その付近ということも念のため入れたということでございます。

○濠井委員 四条を見ますと、「日本区域」という言葉がやはりあるわけですが、そうすると、新しい条約の「日本区域」と「日本国内及びその附近」というものは、大体同じ概念ですか。

○高橋(通)政府委員 これは必ずしも同じとは言えないかと思ひます。これはもちろん、両方とも日本を中心とした問題であることは確かでございますが、やはり附近は附近であり、区域は区域であると思ひます。

○濠井委員 そういう答弁は困るのです。日本の区域というのは、日本を中心とし、その周辺、こうおっしゃった。周辺と附近というのは、われわれ、日本の概念ではそう変わりやしない。日本国ということとは、日本を中心としてその附近でしょう。イン・アウンド・アバウトでしょう。

○高橋(通)政府委員 日本の附近という意味は、この文字からききます場合も、また、ただいまのような趣旨に解しますと、これ日本の領域に非常な附近である、そう広いところまで考えているわけではないというふうに考えます。

○濠井委員 とにかくこれは日本の領土、領域、領海、外海のいわゆる公海、公空を意味するということはお確かですね。

○高橋(通)政府委員 お説の通りでございます。

○濠井委員 今度の条約には「その附近」という言葉がないのです。これは一体どうしてですか。

○高橋(通)政府委員 そこまで規定す

る必要はないと考えました。そして、日本国において施設及び区域を使用させる、施設及び区域を提供すること十分であろうと考えましたので、そのように限定したわけでございます。

○濠井委員 岸総理、お聞きの通りです。今までの条約は、アメリカの軍隊を規制するためには、日本の国内とその付近というものが必要だったというわけですが、ところが、今度の安保条約では、もう付近は要らぬのだというわけです。どうして要らぬのか、私わかりません。これは割っておるわけですか、条約局長でなしに、全権として行かれたあなたに一つお聞きしなければならぬ。どういう認識でこれが要らなくなったのか。

○岸國務大臣 この六条において、日本の基地を使用せしめるという事柄につきまして、その場合に配置する場合もありましようし、配置せずに使う場合もありましようが、そういう場合には、日本の領土内だけを規定することが必要であり、それで十分だと私は考えたのであります。

○濠井委員 そうしますと、今までの条約はその付近というものがあつたが、今度は、アメリカの態様が変わつたかどうか知りませんが、総理としては、日本国の施設下の領域だけでいいのだ、その付近は要らない、こういうことに考えたのだ。ただ考えただけならんです。理由はわからない。理由は何かと述べられない。どうして付近を削つたかという理由を、われわれ国民は知りたいのです。

○岸國務大臣 今までも、実はそういう規定になっておりますけれども、實際上、それでもって何か適用があつた事例もございせんし、また、観念からいって、きわめて不明確な点もございせんし、そういうことは必要なし、こう認めたわけでございます。

○濠井委員 何ら適用した事例もないということですが、そうすると、米軍の日本近海での行動を規律するときに、規律する条件というのは、今までは付近があつたからあつたわけですが、公海においてアメリカの船が何か事を起こしたというときには、日本はアメリカに、いろいろ問題の解決を要求することができたわけです。ところが、今度はなくなったのですから、日本の領土、領海、領空だけで、日本の領海を一步でも二歩でも出ればもういかなしうしたい、こういうことになるわけですか。そうすると、日本はアメリカに対する規制の何らの措置もなくなつた、こういうことになるのですか。

○岸國務大臣 そういうことじゃございせん、もちろん、いろいろ不法行為があつたというような場合における損害賠償その他のことにつきましては、必ずしも領空、領海に限つてい

るわけではございせん、ちつともその点は差しつかえないと思つております。

○濠井委員 それは一体、どういう条約上の根拠でそういうことがござい

か。公海というものは、日本はアメリカの軍隊の権限を規制する権限というもの、何もないはずですか。あります。一体今度の条約のどこから出てきますか。

○高橋(通)政府委員 領域外、領海外の公海でございせんから、それは一般国際法の原則に従つて、その制約と申しますか、権利義務と申しますか、一

般国際法の適用を受けるわけでございます。領海外ではですね。それは公海でございます。すなわち、公海は何人の主権のもとにも立たない。ということとは、言いかえれば、国際法の原則によつて規制される、こういうことになるわけでございます。

○濠井委員 あなた方は、公海の自由の原則だ、こういうことですね。そうしますと、アメリカがこの公海で演習をやります。これはなるほど、アメリカの行政権で演習をやるのは御勝手です。ところが、その領海外で日本の漁業権者が漁業をやる。これは日本の漁業権として、当然公海で漁業をやるのは自由ですから、やれるわけですか。そうすると、その二つが行き合うことになる。そうしますと、これは一体どういう工合にあなた方は御解決になるのですか。今岸さんは、そんなものは適用の例がないとおっしゃつた。

○高橋(通)政府委員 ただいまの問題は、施設・区域としてこれを提供するというような問題ではない。すなわち、やはり公海における漁業が制限されるから、それで補償とか、そういう問題は別個の面を考えるわけでございますが、この施設・区域云々という問題ではない。従つて、どう解決するかという点は、補償とか、そういう問題としてこれ考える、こういうわけでございます。

○濠井委員 今岸総理は、そういう適用の事例はないとおっしゃるわけですが、付近において、いろいろ事態が起つた例はないとおっしゃるのではありません。今までは、公海において問題が起つたら、日米合同委員でおやりに

なつておつたのではないですか。

またした場合には、先ほど条約局長からお答え申し上げましたように、国際法上の一般原則によりまして、日米間の外交交渉によって決定しておったわけでございます。ただ、これもただいま条約局長が触れましたように、日米間の話し合いによりまして、公海上に一定の海域を作りまして、船舶等に対する立ち入り禁止区域というものを設けたことがあるわけでございます。これも条約局長が申し上げましたように、施設・区域として提供をいたしましたものではなく、地域における船舶の航行の安全と、それからこの地域で漁業を行なっております漁業関係者の補償のために、日本政府の特別の立法に基づきまして措置をとっておった次第でございます。

○森政府委員 旧安全保障条約三条に基づくものではなくして、日本の特別の立法によっておったものと承知いたしております。

は、演習場を指定するということは、明らかにそこをアメリカの軍隊が使うことを――いわば日本が積極的に水面を提供しておるわけです。提供するこ

とによつて……（提供できない」と呼ぶ者あり）うしろで提供ができないと言つておるけれども、条文では提供と書いておる。（水面は提供できない」と呼ぶ者あり）いや、そうじゃない。いいですか、日本国とアメリカ合衆国

漁船の操業制限等に関する法律で………
（「それは領海だ」と呼ぶ者あり）そう
じゃない、公海もある。「日本国内及公
海の陸軍、海軍又は空軍の使用に供す
る水面を提供するため」と、こうなっ
ている。従つて、その付近ということ
は、さういふ私が確認しておるわけ
です。公海、公空を含みますということ
は、確認をとつておるわけです。すな
わち、日本区域というほどではないけ
れども、公海を含みます、こういうこ
とになっておる。だから、明らかに提
供しているわけです。提供をしておる
からこそ、今までは、漁船のために、
操業禁止で損失があったら日本が補償
しておつた。農林大臣、そういうこと

律上の問題でありますから、事務当局からお答えさせます。

○高橋(泰)政府委員 従来の公海におきまする演習関係につきましては、や

法制を準備し、それによって漁業を制限し、その際生ずる損害に対しては国が補償するという考え方で、従来やつておるわけでございます。

○滝井委員　岸総理、ごらんの通り今までやっておるわけです。しかも、やっておるのは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づいてやっておるわけです。林さん、頭をひねったって法律に書いてある。だから

ておつて、この条約には關係ありませんと言つておるが、關係ある。あなたの方の出した法律にちゃんと書いてある。しかも、これは積極的に日本が水面を提供しているんですよ。(発言する者あり) 岸さんに私は言っている。な、いと言っている。提供をするということとは、積極的にアメリカに使つて下さい、こういうことでしょう。

○(林(修)政府委員　この点は、今水産庁次長がお答えした通りでございます。現在、この法律には、いわゆる「使用」に供する水面を提供するため必要があるとき」云々と書いてございます。しかし、この法律の趣旨は、こういうふうな日米間で合意した水面についてはアメリカがそこを使う、演習場等に使う、日本としてはそこにおいては漁業

るわけでございまして、いわゆる公海を日本政府が提供——いわゆる普通の意味の安保条約の三条あるいは二条に基づいて施設・区域として提供する、

わけでございます。現在まで、施設・区域というような言葉を使って告示はされております。告示はされておりますけれども、これは二条という施設・

区域とは性質が違います。特に、たとえば刑事特別法等の施設・区域の適用は受けておりません。そういう意味において、これは性質が違うものだと思います。公海において一定の区域をきめて、そこでは漁業を制限する、アメ

あるから、そこを日本としては漁業を制限する、それに人れないために受けた損失は補償する、そういう性質でできておるわけであります。今度は、もちろん従来の法律の改正を行なつておりまして、実質的には全く同じことをやつていくわけでございます。いわゆる普通の意味の施設・区域の提供とは違ふわけでございます。

○漁井委員　それならば、これは一体施設・区域と違ふというなら、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約のどこに基づいて提供するのですか。今までのどの条項に基づいて……。

○林(修)政府委員　基づいて提供しているのではないわけでございます。『基き』というのは、『日本国内及びその附近に配備されたアメリカ』の軍、

がいる、米海軍がいる、それが演習をする場合に公海を使う。公海を使うことは本来自由であるはずでございますけれども、日本としても公海において

議をして区域をきめて、向こうはそこで演習をする、一方において、日本としては漁業に制限をして補償する、そういう措置をとっておるわけでございます。

ます。安保条約に基づきというところは、お読み方がちよつと違うのではないかと思います。

○滝井委員　そうしますと、これは、安全保障条約に基づかなければ、アメリカの軍隊は日本に駐留しない——こ

留する軍隊の性格というのは、現在の安全保障条約の一条から出てくるので、今度はその性格という概念が出てこないから、この条文の今度出た法律をこらになると、「日本国にある」となっておる。だから今度は、日本国にあるのですから、従って、水面の提供はできないのです。今度は、水面は提供できないのです。今までは提供ができたのです。駐留の軍隊で、日本は提供ができた。今度の法律はどうなっておるかという、日本国にあるに伴う漁船の操業制限等に関する法律、こうなっておる。今までは、水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律で、させる、提供をする、こ

用する場合には、これは限定がないのです。水面を使用するについては限定がない。今までは、日本とその付近という限定があった。今度は、どこでも

であらうと、どこでも使用できるので。従って、今度は、それに日本が金を払うことになる。(「冗談でしょう」と呼ぶ者あり) 冗談じゃない

い、払うのです。与覚がそういうことを知らぬから、だめなんです。払うのです。条文をごらんになるとそうなっている。

○林(修)政府委員　その点は、現在でも安保条約に基づきます行政協定において、

きまして、御承知の通り、行政協定における合衆国軍隊というのは、日本にある合衆国軍隊をいうというように定義されております。従いまして、現在においても、必ずしもいわゆる配備された、あるいは駐留する軍隊という観念に行政協定は限定しておられないわけでございます。そういう意味において、従来の行政協定を施行する法律の文言の使い方に、若干問題があったと私も思っております。従いまして、今度の新しい法律におきましては、その点をはっきりさせておきます。むしろその点を、全部法律を統一いたしまして、その点について従来の国内法の書き方に、若干ずつ書き方の一致してない点があったわけでございます。今度はそれを統一したわけでございます。それでいわれる日本国にある軍隊ということにすべて統一しております。その点において、観念は、私ははっきりしてきていると実は思いますが、それから領海の提供でございますが、これはまさに、領海はいわゆる施設・区域として提供するわけでございます。これは地位協定の二条等に基づいていくわけでありまして、公海の提供というものは、これは観念として実はあり得ないわけでございます。公海というものはむしろ各国が自由に使い得る水面でございます。これについて提供という観念は実はないわけでございます。その点、今までの文言では多少まぎらわしい点があれば、それを今度はっきりさせておるわけでありまして、従来、施設・区域というのは告示もされておるわけですが、その内容は、先ほど水産庁次長が申し上げ

ました通りに、つまり公海のその区域を米軍の演習等を使う、それを使うについてはもちろん日本と協議して、日本の漁船がそういうところを動きますから、日本と協議をして、どここの区域に限定して使う。もちろん公海自由の原則はある、その根底の上に立っておるわけでありまして、日本の漁船が損害を受けることをおもんばかって、あらかじめ協議して、どこどこを何時間使う、そういうふうに使われる場合には、日本の漁船をそこに立ち入らせない、それで補償をする、こういう観念でございます。むしろ、今度の法律では、そういうところをきわめてはっきりさせていると私は思います。しかし、これは従来も、実質的には同じことでございます。内容的には、従来と今度とどこも違いはない、かように考えております。

○滝井委員 そうしますと、今申しから出たおつたが、公海でアメリカ軍のやったことで、日本がどうして金を払わなければならぬかということ、そうすると、これは水産庁でいいです。この場合も、明らかに公海における——これは公海とは書いてありますが、水面を使用する場合と書いてあるから、領海であるかと公海であるかと、今、林さんの答弁でこれは無差別です。これは明らかに損失を補償しますね。

○高橋(泰)政府委員 お答えいたしました。漁船の操業を公海におきまして日本国の法律によりまして制限する場合に、これは公海におきましても補償することは当然であろうかと考えております。

○滝井委員 そうすると、日本は、どういう理論的な、どういう法律上の根拠から公海の制限をして、アメリカに演習場として提供することができのでしょうか。公海自由の原則というのは、公海が平和な原則で満たされておるときに公海自由の原則があるのです。演習をして、チャンバラの練習をするためには、公海自由の原則なんかありません。

○林(修)政府委員 その点は、今、滝井委員のお説でございますが、多少違ふと思ひます。公海自由の原則において、いわゆる公海において各国が演習をするのは、当然認められておるわけでございます。ただ、そこにおいて、たとえば核実験等において非常に広い水域を使うことがいかに悪いかという問題があるわけでございますが、普通の観念において、たとえば軍艦とか飛行機が公海において演習すること、これは各国全部認められております。公海自由の原則は日本にもございしますが、アメリカにもございします。従いまして、アメリカが公海を使うことは、本来、公海自由の原則に基づいて自由でございます。日本においてももちろん自由であるわけで、そこに漁船が出て行っておる、あるいは漁船によつては、公海に漁業権を設定しておるところもございしますが、これはまさに日本の国内法だけの問題で、いわゆる公海自由の原則からいいますと、外国には対抗できないわけでございます。そういうことは別といたしまして、日本もアメリカも、公海自由の原則で公海を使用できるわけでございます。日本が提供するところと申しやいます、これは要するに、アメリカとの協

議で、日本に駐留する米軍が一定期間そこを使うということをお互いに話し合つて、そこには危険でございしますから日本の漁船が近寄らないように、日本の国内法だけそれを制限するわけでございます。それに対して損失を補償することは当然だろうと思ひます。従来もそのやり方でやってきておるわけでございますし、今後も同じやり方を続ける手はずになっております。

○滝井委員 水面を提供するということがおかしいと言つけれども、今までの法律は、現実に提供するというところになつておるわけですね。だから、私は、今までの法律を基礎にして言つておるわけですが、ところが今度は、駐留という概念がなくなつたわけですが、今までは、駐留という概念があつたから提供しておつた。今度は日本国にある軍隊になつたので、駐留という概念がなくなつてきておる。だから、駐留という言葉を入れたかつた、そこで今度は、その軍隊が使用する水面というものを提供はしない、だから自由に使うという形が出てきた。そうして、その場合に、たまたま日本が今度告示をしておる形になつた。ほんとうはこういうことをする必要は、公海のことですから何もありません。ところが内閣は、演習区域を告示しておるでしょう。この告示というのは何に基づいて告示をしておるのですか。

○林(修)政府委員 まず提供するという言葉が使つてあつた問題でございしますが、これは普通の施設・区域の提供とは違ふ意味でございします。これは今滝井委員もお認めになりました通りに、公海を提供するという言葉は、それ自身、多少普通の意味の領土、領

空、領海を提供するのとは意味が違うことは明らかでございます。いわゆる公海につきましては、要するに、その水面を、たとえばアメリカが使うことについて、日本の方では漁業制限をするということでございます。それで従来告示をしておつたわけでございますが、これは、まさに、一般の国内の漁業者に対して、そこは漁業制限の立ち入り禁止区域になつておるということを知らせるためにやつておつたものと、かように考えます。

○滝井委員 過去において——まあ、二十八年ごろからでもいいのですが、過去において、アメリカに水面を提供したことによつて一体どの程度の損害が出て、どの程度日本が払ふことになつたのですか。

○丸山政府委員 お答えいたします。これまで米軍の水面の使用に伴ひまして漁業の制限をいたしました区域、公海、領海を通じて二十数カ所ございします。平和条約発効後、今日に至るまでのこの漁業の補償金は、たしか三十億円程度と思ひます。

○滝井委員 そうしますと、公海の漁業制限によつて三十億程度要つておるわけですが、今後、おそらくこういう金が要することになる。岸さんは、そういうものはないとおっしゃつたけれども、あるわけですか。そうしますと、ここで一つ問題が出てくるわけですが、それは、公海上の在日米軍という考えがここに出てくるわけですが、演習場を提供して、そうして、そこで演習をしておる、その在日米軍が攻撃を受けたときには、これは日本に対する攻撃とみなしますか。

○高橋(通)政府委員 攻撃が、日本の

施政のもとにおける攻撃でなければ入りません。

○滝井委員 そうしますと、アメリカの軍隊に、日本が、いわば精神的には同じだという——そこを制限したのだから、提供という形と同じですね。

今、同じだというような意味を言いましたが、それは提供でなくともいいのです。使用することを指定した地域です。そこだけ使用してもよろしい、そのかわり漁業はしなされるな、こういうわけですから、結局、その損害を日本が払うということは、どこからきいておるかという、その軍隊が日本にある軍隊だからなんです。ただアメリカ合衆国の軍隊ならば、やらないのですよ。ところが、日本にある軍隊だから補償をするのです。そうでしょう。

○林(修)政府委員 それは、必ずしも論理的必然にそうなるわけでは私はないと思います。さらに、どこかの軍隊が公海上で演習をして、日本の漁船がそれによって損害を受けたといえ、これは、まさに、国際法的にその損害賠償の問題は解決されるわけでごいまして、さらに、日本にいわゆる駐留と申しますか、日本におらないアメリカ軍隊が日本の漁船に損害を与えたという場合は、まさに、国際法によって解決する問題でございまして。その場合に、漁船の損害は泣き寝入りという問題はございせん。ただ、日本におりますアメリカ軍隊の水面使用の問題は、要するに、これはひんぱんに行なわれるわけでごいまして。日本におる軍隊が演習で、日本の漁船がひんぱんに行く日本の近海を使う、こういうために、それをお互いに協議をして、そこで日本としては、危険でございまして

から、漁船をそこに入らせないようにする。入らせないような措置をとれば、やはりそれによって受ける国内の漁業者の損失、これは補償するのが政治的に私は当然であろう、かように考えるわけでごいまして。

○滝井委員 その場合の概念は、これは日本の指揮下にある軍隊であることは間違いないのです。そうして、日本に配置されておる軍隊であることも間違いない。私がさきから言いたいのはここなんです。岸総理は、日本に配置された軍隊で、日本の指揮下にある軍隊だ、こうおっしゃった。この日本が水面をいわば使用せしめておる軍隊というものは、日本の指揮下にある、しかも、日本に配置されておる軍隊なんです。その軍隊が攻撃を受けたのだったら、これはアメリカ軍に対する攻撃は、すなわち日本に対する攻撃じゃないですか。

○林(修)政府委員 その軍隊は、そういう意味においては、日本に配置されて、あるいは在日米軍の司令官の指揮を受けておりました。しかし、もう一方、第五条をどうにすれば、第五条は、日本の施政下にあるいずれか一方の締約国に対する攻撃と書いてあります。また、施政下外におりますものは第五条の要件に入っていないわけでありまして。それが日本に配置された軍隊であらうとなかろうと、それは要するに、日本の施政下にはないわけでごいまして。第五条の要件には当たらないわけでごいまして。

○滝井委員 そうしますと、吉田・アチソン交換公文をどうなんですか。吉田・アチソン交換公文には「当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連

合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持すること、日本国が許し且つ容易にすること」と、こう書いてある。「付近」というのがあるわけですね。アメリカ軍というものは、国連軍であるかアメリカ軍であるかということは見さかいかね。アメリカの旗を立てておけば国連軍だというようにおっしゃったわけですね。そうしますと、日本国及びその付近にあるアメリカの軍隊というものが、しかも、それは配置をされ、指揮下にある軍隊、これが攻撃を受ける。しかも、その軍隊が日本の漁民に被害を与えたら、日本がその補償をするという、これだけの条件がそろっておる。アメリカの軍隊が日本の近海の公海で攻撃を受けたときに、日本は知らぬ顔をしておるといふんじや、日本の平和と安全のためと云うが、一体何のために条約を結んだんですか。

○高橋(通)政府委員 これは、第五条において、そこまで広げずに、日本の施政のもとにある領域に、武力攻撃を限ったわけでごいまして。

○滝井委員 いや、限ったのはわかりませんが、では、吉田・アチソンの交換公文には「日本国内及びその付近」とあるじやありませんかと言ふんです。○高橋(通)政府委員 それは、その通り書いてございまして。しかし、武力攻撃の場合は第五条でございまして。そうして第五条は、日本の施政のもとにおける領域というふうに限ったわけでありまして。

た方の負けですよ。

では、同じように、関連をして次に入ります。次は、同じような問題になつてくるのですが、相互協力及び安全保障条約についての合意された議事録、いわゆる沖繩に関することです。

この条約本文の四条では、いずれか一方の締約国の要請によって協議をすることになつておるわけですね。ところが、この合意議事録には、特に、「緊密に協議を行なう」と、「緊密」ということが入つてきたわけですね。「緊密」ということ、これは何か。特にこの合意議事録に「緊密」という言葉を入れたのは何か意図がありますか。

○高橋(通)政府委員 これは、なかなか、問題が沖繩に関連していることとございまして、もちろん、特に緊密にやろうという気持を表わしたわけでありまして。

○滝井委員 沖繩は日本の潜在主権があるところだ、従つて、これは日本国内よりも大事ななかもしれぬが、特に緊密にやる。まあ、これ以上は意地悪はいたしません、緊密にやることはけっこうです。

そこで、「もしこれらの諸島に対し武力攻撃が発生し、又は武力攻撃の脅威がある場合には」と、こうなっているわけですね。今までわれわれが本文等を読み場合には、武力攻撃という一点張りできたわけですね。ところが、ここに「武力攻撃の脅威」があるという事態が出てきたわけですね。これは国連憲章の五十一条をも越えておる概念です。いわば脅威がある、それに対して何か行動をとるといふときは、先制的な自衛権というのか、予防的な自衛権というのか、そういうものが、ここにどうも

ニュアンスが一つ出てくるような感じもするのですがね。しかし、そういうことはとにかくとして、武力攻撃の脅威がある場合には、一体日本は何をするのですか。

○藤山國務大臣 武力攻撃の脅威が起つたような場合には、将来武力攻撃があつた場合に、沖繩に病人があれば、そういう人を内地に連れてくるとか、そういうようなことによつて武力攻撃が起つた場合に、そういう人が治療ができないとか何とかいうことがないようにすることも、一つの方法だと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、武力攻撃がある場合には、日本は沖繩に出兵ができるということですか。

○藤山國務大臣 いや、そういうことではございせん。沖繩の島民の福祉のためにやることでありますから、病人を内地の病院に移してしまふとか、そういうようなことをわれわれは考えているわけでありまして、出兵するといふような、そんなことは考えているわけじやございせん。

○滝井委員 実は、福祉という言葉は、岸・アイクの共同声明の中にも「これらの諸島の住民の福祉を増進し」と、「福祉」という言葉があります。それから安保条約の前文にも「福祉の条件」という言葉があります。それから二条にも「福祉の条件を助長する」ということがあります。それから、日本国の全権委員の合意議事録にも「島民の福祉のために執る」云々といふことがあるわけですね。それから、アメリカ合衆国全権委員の方にも「島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する」といふ、こういうこと

があるのです。この福祉の内容です。ね。おそらく、これはそれぞれ同じことではないかと思うのです。岸・アイタ声明以来、こういうことがずつと文に出てきたのではないかと思ひます。前文なり、二条の方の「福祉の条件」というのは、これは違ふのだからと思う。この「福祉の条件」というものは一体何か。それから、沖繩における福祉のためにとる措置というものは、一体具体的にどういふことなんでしょうか。

○薩山國務大臣 条約局長から御説明いたします。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、各条文中「福祉」という言葉が使われております。ただ、この前文あるいは、二条の「福祉の条件」といふ場合の福祉、これは相当福祉といふことを全般的に考えております。やはりこの岸・アイタ共同声明における沖繩の福祉といふことも島民の全般的な福祉を考えておりますが、この場合最も具体的に問題になるのは、何といつても武力行為が発生したとか、発生のおそれがある場合でございますから、これは一般的な全般的に考える福祉よりも当然狭く考えてくる。狭く考えてきて、ほかのことをしないといふわけではございませんで、当面の問題として、われわれが福祉として考える対象は狭いのではないか、こういうふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、この場合の福祉といふものは、本文の福祉よりか範囲が狭い、こういうことですね。そうしますと、武力攻撃なり武力攻撃の脅威があつた場合の福祉といふことのためにとる措置、これは具体的にど

ういふことなんでしょうか。

○薩山國務大臣 たとえば、そういうような脅威が起こつたとき、あるいは武力攻撃が起こつたときに、老人はできるだけ内地に連れてくるか、あるいは先ほど申し上げましたように、病人でもって治療関係にあるような人は、できるだけ内地の病院に移す、それが一例だと思ひます。まあ、そういう場合、それはたくさんございまして、上つたような条約の前文なり、その他によります福祉よりも狭く現実の問題があるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、武力攻撃のおそれがある場合はとにかくとして、現実には武力攻撃があつた、こういう場合に、いわば日本の自衛隊がおそらく行くことになると思ふのです。日本の自衛隊といふものが沖繩に出て行くわけですね。いわゆる病人を収容するために、自衛隊の衛生部が出ていくことになる。これは軍隊であることには変わりはないわけですね。これは岸総理、この条文中で可能ですね。

○岸國務大臣 自衛隊のいわゆる海外派兵といふことを、われわれは日本の憲法から認めておりませんが、それはいわゆる軍事行動をするといふ場合でありまして、平和的な目的のために、平和的な行動のために出ていくといふことは、これは私は禁止しておるものではないかと思ひます。今、武力攻撃があつた場合において、沖繩に対してどういふ具体的な行動をとるか、いわゆる福祉といふ言葉に含まれておる——ちょうど赤十字社のいろいろな活動がそういう場合に行なわれておりますが、そういうことを日本政府とし

て最も有効にとつていくといふようなことを前提に考えておると思ひます。今お話しのように、自衛隊の問題については、自衛隊が軍事行動のために海外に出ていくといふことは、これは憲法の規定から考えられないのでありますけれども、その他、平和的な目的で何か海外に出て活動するといふことまで禁止しておるとは、私は考えま

せん。

○滝井委員 それは平和的な目的のためならば、自衛隊は出ていっていいといふことではございしますが、いいですか、岸さん。論理はこういうことになるのです。沖繩に武力攻撃があつたという現実がここにあるわけですね。武力攻撃があつた、そうしますと、極東の平和と安全が侵されておるのですから、六条の交換公文によつて、在日米軍は、協議をして、沖繩に出ていきま

す。事前協議をして出ていきますよ。出ていったときに、今度はどういふことになるかと言つと、その御老人方や病人を救済するために、日本の自衛隊の衛生部が行くわけですね。これはこういう形になる。それを今出ていってよろしい、こういうことになつたのです。それがよろしいのです。

○岸國務大臣 今、問題は、憲法上そういうことは不可能であるか、禁止されておるかどうかという法律解釈を私に申し上げたわけでありまして、そういう場合に、今滝井委員は、自衛隊の衛生部が出ていくといふことを前提に御議論になつておられますけれども、私は赤十字活動といふ言葉で申し上げました、赤十字社の連中が出ていくとか、いろいろな方法はあると思ひます。必ず自衛隊の衛生部が出ていかなければ

ならぬといふことを言っているわけではございません。しかし、自衛隊の衛生部をそういう目的で派遣すること、いわゆる憲法でいっている海外派兵の禁止といふことには触れないといふ法律解釈を私は申し上げたのであります。今の自衛隊が出ていけるかどうかといふことは、自衛隊法の規定等を詳細になにしまして——そういうことを今予想して自衛隊法はできておらぬと思ひますから、条文等を当たつてみないと、すぐ出られるかどうかといふ法律の問題は、これは別にしまして、ただ、私は、憲法の解釈として、海外派兵を禁止しておるものには当たらないといふことだけを申し上げたわけ

でございます。

○滝井委員 どうも岸総理の答弁はいまいちもとしておるのです。私は、自衛隊法の七十六条にこれを合わせたのとらんでおる。七十六条は、自衛隊の防衛出動が、武力攻撃があつたとき、武力攻撃のおそれがある場合とを含んでおるわけですね。自衛隊法の七十六

条は、防衛出動の両方の場合を含んでおる。そうしますと、赤十字が行くといふ以上は、戦場になつておるのです。戦場に——武力攻撃があつて、そこに出ていくのに、一体シビリアンが出ていきますか。これは外務大臣、どうですか。

○薩山國務大臣 赤十字等の活動はできると思ひます。しかし、同時に、この交換公文は、御承知の通り、できるだけ島民の福祉や利益を守つていくために、お互いに緊密な協議をするといふことなのであります。それがすぐ

にそういう場合に出ていくとか、出ていかないとか、あるいはどういふ方法でやるとか、そういうことは、そのときの状況の判断によりましてきめるわけでありまして、必ず自衛隊の医療班が出ていかなければならぬといふようなことを、われわれは考えているわけでも何でもございせん。

○滝井委員 そうしますと、武力攻撃という定義は、あなた方がこゝで何とおっしゃつたかと言つと、計画的、組織的な侵略、こうおっしゃつたのです。計画的な、組織的な侵略があるといふその島に、一体、普通の概念として、日本赤十字といふものが行けますか。やはりこれは武装をしたものが行かなければならぬといふことになるわけですね。そうしますと、岸総理は、それは憲法の微妙なあれがあるけれども、大体そういう平和な場合には自衛隊でも出ていけますといふことを今言つたわけですね。そういうことではないのですか。そういうことならさういふことで、林法制局長官、こういうときにあなたがはつきりと出なければい

けません。

○林(修)政府委員 それは法律的問題と実際の問題とは別でありまして、実際の問題としてさういふ沖繩が戦場になつておる場合に、日本の、たとえば赤十字社のものが行けるかどうかといふ問題がございまして、それは、行ければ行けます。事実上行けなければ、これはやむを得ないと思ひます。今のお話でございしますが、さういふところ

に武装部隊を持っていって、むしろ武装をしない方の部隊が行つて、ほんとうのいわゆる人道的な見地から活動するのが本来でありまして、人道的見地で活躍するものを、さうむやみにどこ

も攻撃することはあるまい、かように考えるわけでありませう。

それから自衛隊の問題でございませうが、これは仮定の問題でございませう、たとえば、夏、ハワイあるいはサンフランシスコに、自衛隊の艦隊が平和親善に行く、これは何も海外派兵ではございませう。そういう意味において、いわゆる平和的な問題で外国に行くこと一切が自衛隊について禁止されているわけじゃない、かように私は考えます。

○滝井委員 そんな海外旅行に行くんじゃないかということを言っているのじゃない。ここには武力攻撃という前提があるのです。武力攻撃があるときに、一体自衛隊が行かずに、だれが島民の福祉のために必要な措置をとりに行くのか。福祉とは何ぞや、今の説明では、病人を連れてきたり、御老人方を運んだり、食糧を送ったりすることらしいのです。これはやはり戦場の中に入っていくことを意味するわけですね。そうすると、その入っていくこと自体によって、海外派兵と疑われて、日本が一つの戦禍をこうむるおそれもあるわけですね。懸念が実はあるわけですね。その場合に、これはどうですか、日本が緊密な連絡をとっているのですか、その場合に日本の潜在主権との関係はどうなるのです。日本が沖縄の島民のために、島民の救済その他に当たるということは、そこに日本の施政権が、岸さんの得意な議論からいえば、飛び出たことになる。頭をもたげてきました。それだけアメリカの施政権がへこんだことになっちゃった。そういうことになりませんか。

○林(修)政府委員 この点の緊密な連絡をとって福祉のために活動するといふのは、必ずしも沖縄の中に入っているというところまで意味しておりませう。それはもちろんそういうことをアメリカと協議の上でやることもございませうけれども、そののみを意味しているわけではないのでございませう、たとえば、向こうから送ってくるものを日本で受け入れて、たとえば病院に入れることもございませう。あるいは、日本から病院船を出して運んでくることがございませうし、あるいは、食糧を送るということもございませうし、いろいろなことを含んでいける。そういうことが、潜在主権の問題でできないことはないわけですね。そういうことはできる範囲は幾らもあるわけですね。これは積極的に、いわゆる条約上できない範囲のことまでできるわけですね。かすというところで書いてあるわけではもちろんないわけでありまして、当然日本としてやり得る最善のことをやる、こういうことだと思ひます。

それから、先ほどのお尋ねでございませうが、私は、これは法律論ではございませうが、そういう戦場に、たとえ助けに行くのでも、武装部隊が行くのはかえって不適当で、むしろ武装しないものが行くのが適当ではないかと思ひます。

○滝井委員 そういう場合に、積極的に、協議の結果、アメリカの方から、一つ日本さん来て下さい、米国が承認をした場合に一体どうなりますか。

○林(修)政府委員 それはそのときの約束の内容によってございませう。約でございまして、それはあるいは施政権の返還等によるか、あるいは一時的

に日本の——たとえば、今でも施政権は向こうは留保したまま、日本においては、たとえば日本がそこに恩給を支給する、あるいは遺家族の年金を支給するためにいろいろの調査を委託しております。そういうことは向こうとの協議でやっております。そういうふうな、いろいろなやり方は私はあるだらうと思ひます。

○滝井委員 私は自衛隊のことを言っております。どうもそれらの答弁がこの合意議事録をよく読んでみると、非常にこれは微妙な書き方になっておるわけですね。岸総理自身も、自衛隊が平和的に行くことはお認めになったようですね。そういう点について、これは、私は、へまをする、米国と韓国、米国と台湾、米国とフィリピンとの間のいわゆるNEATOの形成に巻き込まれる一つの重要な足がかりになるような点においがるのです。こういう点についてはもう少しはっきりする必要があると思ひます。今までの政府の答弁では、沖縄を米軍が撤退する、というような場合には、日本に主権が返るといふ意味の答弁をここで再々やっております。そうしますと、福祉のために日本が行くということになれば、それだけ沖縄における福祉活動というものをアメリカがやれば、日本も沖縄でやるといふことになる。それだけ日本の行政権というものが沖縄の地域で動く形になる。(「いい傾向だな」と呼ぶ者あり)傾向としては、いい傾向かも知れませう。しかし、それは同時に、いい傾向ではあるが、その反面に、いわゆる日本国自体が戦争に巻き込まれるという疑いが出てくるわけですね。ここに一つの問題があるのです。

○林(修)政府委員 これは、福祉のためにいわゆる施政権の一部の返還をすとかしないというところは、ここにどこにも書いてないわけではございませう、つまり、現在の条約下において、日米間で両方ができることをお互いにやろうという趣旨でこれはできておるわけですね。積極的に、たとえばそういう場合は施政権の一部を返還するといふようなことがあれば、これはまた別に日米間で約束してやることだ、かように私は考えます。

○小澤委員 この際、戸叶里子君より、関連質疑の申し出があります。これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は、沖縄の問題につきまして二、三点関連質問をしたいと思ひます。

この合意された議事録をずっと読んでみますと、日本が、今回の沖縄の問題を話し合うときは、その主権の問題については何も触れなかった。そうして潜在主権を持っているから、これらの諸島民の安全に対して、日本国の政府及び国民の有する強い関心を強調したいと思ふ。そしてまた、この島に武力攻撃が発生し、または脅威があるとときには、四条で協議をする、武力攻撃が発生したときには、相談をしてそして福祉のための措置をとる、こういうふうな日本が言っております。それに對しましてアメリカの方では、武力攻撃が起きたときには、合衆国政府は日本国政府と協議をして、また「これらの諸島の防衛のために必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する。」というふうな答えておりますけれども、ほか

の合意された議事録と比べてみますと、何かしら、びったりいってない面があるのではないかと、こういうことを感じます。それは、こういうふうな形態をとっている合意議事録というものは、日本側がこういうふうな言ったときに、こういう点を合意いたしましたというふうな返事しているわけですね。けれども、これはそういうふうな書き方はされておらない。アメリカは、これらの諸島に対してはこういいたすよというところを、独断で言っているというふうなことを、この現われた合意議事録は書かれておりません。辛うじて、武力攻撃が生じたときには、この福祉の処置をとるといふ場合に、日本の方では、アメリカと相談して検討する意図がありますよと言っているのに対して、アメリカの方では、島民の福祉を確保するために、全力を尽くす意図があるというふうな、日本を無視した形で勝手な返答をしている。こういうふうな合意議事録というふうなものはないと思ひますけれども、この点いかがでございませうか。

○高橋(通)政府委員 合意議事録の問題でございませうが、これは、条約交渉の過程において、おのおのの発言したことを、その他、意見の合致したことを記録したりするものでございませうが、御承知の通り、合意議事録にはいろいろな形がございまして、合意議事録がこうでなければならぬというふうな一定の型は、御承知のように、ないわけではございませう。この場合は、交渉の過程においておのおののその決意を表明したところのことをここに記録して、おのおののその決意を表明し合ったという形式及びその内容をとつ

ているわけでございます。

○戸叶委員 その決意の表明というのはよくわかるのです。今までのほかの形の合意議事録もそうなんですけれども、今度の場合には、たとえば、日本がこうこうこういうことをすると、言っても、それに対して受けて立っていないのです。アメリカは、おしまいの方を受けて、そうして「島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する」というふうな、自分の方はこうするのだぞというふうな、独断的な意見を吐いているように思われます。しかし、この問題はあとにいたしまして、アメリカの方から言ってきたておりますところの、「合衆国政府は、日本国政府と直ちに協議し」とありますね、この「協議し」というのは、これはどこで協議するわけでしょうか。四条の協議ですか。

○高橋(通)政府委員 やはりこれは四条の協議と考えます。

○戸叶委員 そうしますと、協議して、それからこれらの諸島の防衛のため必要な措置をとって、そうしてまた「島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する」というふうな、こういうふうに読むわけですか。協議してこの二つをするわけですか。それとも、協議をする、そうしてまた、この防衛のため必要な措置をとって、そうして島民の福祉を確保するために全力を尽くすと読むのでしょうか。どういふことでしょうか。

○高橋(通)政府委員 合衆国政府は、日本国政府と直ちに協議すること、これが第一点でございます。また、合衆国といたしましては、これらの諸島の防衛のために必要な措置をとる、それ

からまた、合衆国といたしまして、島民の福祉を確保するため全力を尽くす、この三点を言っているわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、この協議をするというところの中には、ほかのいろいろなこととも協議する、そうしてまたこれもあるという意味でしょうか。ほかのいろいろなこととも協議をする、それからまた、これらの諸島の防衛のため必要な措置も協議してとるのだ、それからまた、島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図もあるのだ、こういうのでしょうか。

○高橋(通)政府委員 別に協議事項、協議の内容を限定しているわけではございません。協議は、直ちにいろいろな協議をするわけでございます。それと並行して、合衆国は、合衆国の決意と申しますのは、これらの諸島の防衛のために必要な措置をとる決意、また、島民の福祉を確保するために全力を尽くす意図、これをここで表明している、こういうわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、「これらの諸島の防衛のため必要な措置を執り」とこれはどういふふうなことを具体的にいうわけでしょうか。

○高橋(通)政府委員 当然合衆国は、これらの諸島の防衛のための軍事的な措置、これを全力を尽くしてとるわけでございます。

○戸叶委員 沖縄にはアメリカの軍隊がいるわけですね。そうしますと、こういうことがなくても、当然、アメリカの兵隊が自衛権をもって防衛のための措置をとれるわけですか。わざわざこれを入れたのはどういふわけか。入れないのと、入れた場合との違いはどう

かというのを伺いたい。

○高橋(通)政府委員 もちろん、やることは当然でございますが、日本に対しては、これらの諸島の防衛のために必要な措置をとるのであるというところを、はっきり言明したわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、結局、協議して、その協議の中から、これらの諸島の防衛のための必要な措置をとるということになりますと、日本もそれに対する何らかの相談にあずかるわけだと思ふのです。こういうふうなことをする場合に、こうしたいのだというときには、日本もそれにある程度ノーとも言えるかわりに、イエスとも言わなければならないような場合が出てくるんじゃないかと思ふのですが、この点はいかがでございますでしょうか。

○高橋(通)政府委員 ここでは、アメリカが諸島の防衛のために必要な措置をとる、これに対しては、われわれが協議して、こうしてくれ、あおしてくれ、われわれがそれではないかぬと言つた場合に、やっではないかぬというところまで考えておるわけではありませぬ。これはいろいろな問題を日本政府と直ちに協議をいたします。しかし、それと同時に、米国のいたしましては、それと並んで、この防衛のための必要な措置をアメリカはとるのだ、また、福祉のために全力を尽くすのだという意図をここで表明しておるわけでございます。

○戸叶委員 今、高橋条約局長は、こういうものがなくても、アメリカは防衛のために必要な措置をとるのだけれども、あればなおいいのだというのですか、これをわざわざ入れなければなら

なかったという理由はちょっと私には何かわからないのです。この点はもう一度はつきりさせていたいただきたい。

○高橋(通)政府委員 これは御承知の通り、われわれはいたしまして、沖縄に対しては非常な関心を持っておるわけでございますから、特にアメリカがこのような意図をここではっきり日本に対して声明するということを希望するわけでございます。

○戸叶委員 そうすると、協議して、こういうことを言つたからには、日本も何かこれに対する相談にあずからなければならぬというところが出てこないでか。

○高橋(通)政府委員 もちろん、われわれも非常な関心を持っています。しかし、協議はいたすわけでございます。しかし、諸島の防衛のために必要な措置をとるということは、われわれが協議をして、協議を待って——協議しなければとれないという性質のものでは、御承知の通り、ございません。協議はいたしますけれども、それと並んで、防衛のために必要な措置をとることをアメリカをして言明させたという意味合いがあるわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、これがなくとも、当然アメリカは防衛のため必要な措置をとるのに、ここに協議するということとは、どうしても何か日本がそれに参画をさせられるというふうにしか考えられないわけなんです。

それでは伺いますけれども、先ほど滝井委員の質問に対しても、ちょっと答えられましたが、その答えがぼけておりました。たとえば、アメリカの政府の方から、日本の自衛隊に対して、

沖縄の方に来てくれ、戦闘作戦行動に入らないけれども、来てくれというふうな要請があった場合には、正統政府からの要請があれば、当然行かなければならないという、これまでの政府の答弁からいって、そういう場合もあり得るとお考えになりますか。

○高橋(通)政府委員 御指摘の点でございますが、相談を受けた場合に、行かなければならないということはないわけでございます。それはもちろん、行く行かぬは自由でございますし、これは政治的に、また憲法的な問題として御判断なさるところかと思ひます。

○戸叶委員 そうしますと、そういうような場合に、行かなければならないという義務はないけれども、行くということはあり得るわけでございますね。

○高橋(通)政府委員 それは行くとか、行かぬとかは、その場合々々の個々の事態に照らしての政治的な見地から御判断になる問題だろうと考えます。

○戸叶委員 御判断になる問題だと思ひます。それはだれにおっしゃっていらつしやるのですか。

○高橋(通)政府委員 時の内閣が判断する問題だと思ひます。

○戸叶委員 それでは、今の内閣は岸さんですから、岸さん、いかがお考えになりますか。もしも、アメリカの政府の方から、日本の自衛隊を沖縄に置いてくれというふうな要請を受けた場合に、それに対してどういふふうなお考えをお持ちになりますかということですが、自衛隊を出してくれというの

が、一体どういう目的で、どういう意味で出してくれというのかわかりませんが、先ほど来申し上げているように、先ほど滝井委員の御質問は、衛生隊がそこにおけるところの病人やけが人を収容するために出かけていくという場合はどうかという意味におきまして、そういう行動は、いわゆる自衛隊の海外派兵という観念には入らない、しかし、今お話のように自衛隊を何か海外派兵のような意味に、そこにおけるところの軍事的行動のために出してくれというようなことであれば、もちろんお断わりしなければならぬ問題であることは、言うを待たないと思えます。初めの問題につきましても、滝井君のなにとつきましても、私は一応法律解釈として申し上げておるのでありますが、そのときの事態を見なければ、直ちに、いつでも自衛隊の衛生隊を出してくれといえ、すぐ二つ返事で出すというのを申し上げているわけではございません。

○戸叶委員 日本の自衛隊が沖縄で戦闘行動をとる、とらないにかかわらず——とらないというような場合でも、もしもアメリカが、日本の自衛隊を向こうに要請する方が沖縄の防衛のために必要な措置だと考えて、もしも言われたときには、この合意議事録からはどういふふうになるわけでしょうか。

○岸国務大臣 合意議事録からは別に日本が出さなければならぬ義務は一つもございせんし、直ちに戦闘行動を行動のために出すのではないが、何か防衛のために自衛隊を出せということになればこれは、私は明らかに軍事的目的で自衛隊を出すということになる

心からいっても、意味があると思えます。書かずにおいても当然やれるのだ、これは自衛隊というものをやることは当然でございますが、必ずやるといふことを、そういう特殊の立場にある日本に向かつて明らかに声明しておきたいことは、私ども、非常に意義のあることである、かように思っております。しかしながら、それによって何ら日本が義務を負うものでもなければ、日本が何かそれに協力して自衛隊を出さなければならぬという事柄がく

○戸叶委員 それならば「合衆国政府は、これらの諸島の防衛のために必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する。」とすればいい。それを「日本国政府と協議し」ということがあるものですか、どうしても、協議して、いろいろ話し合うというふうに考えられるわけなんです。

それでは、私はその問題を展開して参りますが、この間の委員会におきまして、私が、もしも沖縄で、アメリカとフィリピンとの間の行政協定にきめられてあるように、義勇軍を募集するといふようなことが起きた場合には、それはどうなるかという質問をいたしましたときに、岸総理大臣は、法的には何らこれをとめることができない、こういうふうな答弁をされました。ところが、それに対して、沖縄の方の青年団協議会でこの質問を取り上げまして、第二次大戦で、相互防衛の名のもとに二、三万人の犠牲を払ったわれわれにとって、戦争のおそ

岸さんの言うような雇い兵は、われわれを再び戦場から出そうとするもので、沖縄青年団協議会はこれに絶対に反対するといふような声明をされていくわけでございます。従って、そういうふうなことは法律上は許されることであつても、そういうふうな場合には、潜在主権があるのだから、決して義勇兵などというものは持つてもらわないようにするんだということをここで確約していただきたいと思ひます。

○岸国務大臣 義勇兵というのは、もちろん、御承知の通り、本人の自由意思で参る問題でございます。沖縄の青年の諸君が、その義勇兵の募集に応じないという意思を持っている限り、義勇兵というものは得られないのであります。義勇兵を強制的に作るうとか何とか言っておられるわけではございません。私は、そういう意味においては、沖縄の住民の自由意思を何ら拘束する意味でこの前申し上げたわけではございませんで、そういう事例ができた場合には、それはどうなるかといふことの法律論だけを申し上げたわけでありまして、もちろん、沖縄の青年の諸君の自由意思によつて、これはきま

○戸叶委員 義務づけるとか、そういうふうなことでなくて、そういうふうな動きがアメリカにあった場合に、これを断固として反対してそういうふうな募集に当たらせないようにするという、その確信のほどを私は伺いたたいです。

権を持つておるわけでございますから、沖縄におけるところの施政権の作用としてこういうことをするといふことにつきまして、これを断固としてどうすると言つて、御存じの通りこれは法律的にできる問題ではございせん。しかしながら、日本の政府としてそういうことを希望するかどうかという事になれば、希望しないことは事実でございますから、そういう点について、もしもそういう事態が起こった場合には、日本の立場から、沖縄の住民の多数の意思を十分に尊重して、アメリカ側に考慮を求めしめるといふことは、当然考えなければならぬと思ひます。

○戸叶委員 関連ですからもうやめますけれども、沖縄の中には、これは小さい力かもしれませんが、琉球国民党といふものがあつて、その主張の中に、琉球で自衛隊の創設をした、そういうような陳情書もここに書かれておるわけなんです。こういうものを見ましても、非常に反動的な人たちが一方において出てきています。こういうふうな様子を見ましても、はつきり日本の政府が、自衛隊などをそこへは創設しない、義勇軍などの要請があつても、アメリカにそういうふうな動きがあるならば、日本としては、こういうものは断固として、潜在主権があるんだから、これをぶちこわすだけの自信があるんだという、そういう強い信念を持つていただきたいと思います、沖縄の人たちは非常にこわがらるし、また非常に不安を感じておられます。この点をもう一度伺ひまして、関連ですから、私は質問を打ち切りたいと思ひます。

○小澤委員長 この際、西村力弥君から、関連質疑の申し出があります。これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 関連の関連になって恐縮ですが、非常にがまんしきれない気持ちがありますので、関連質問をやるわけなんです。西村力弥君。この前の太平洋戦争の場合も、沖繩のあの住民の悲惨な状態というものは、健児の塔、ひめゆりの塔、それからあそここの牛島部隊長も、全部自決をした、こういう工合になっておる。しかも、現在アメリカがあそこを永久基地を作っている。たとえて極言するならば、爆弾の上に沖繩島民が生活しているんだ、こういう工合に言わざるを得ないと思ふのです。アメリカは、御承知の通り、原子兵器もあそこを持ち込んでおるでしょうし、極東における攻撃の中心とし、また、極東のすべての国の軍隊をコントロールする基地としての機能も十分に備えておる。こういう工合に、ほんとうに近代的に、完全に、強固に武装された島だ。ここに對する武力攻撃が発生した場合、島民の福祉を確保するその内容は、食糧を送るんだ、病人を運ぶんだ——こんなような戦闘の様相というものが沖繩において現われるんだと考えることは、まことに認識が足りないではないか。このことを見れば、まことに白々しいこの合意議事録である、また、一方言え、まことに無慈悲な合意議事録である、私はそういう工合に見ておるのです。かつての戦争の際においても、現実に攻撃が加えられない島においても、全部疎開させた、そうして住民の福祉、すなわち最大の生命を守ろうとした。ところが、武力攻撃が発生した場合に、言

葉で、沖繩の住民の福祉を守ると言うならば、そういうおそれのある場合に、全島民を疎開させなければ、完全に福祉は守れないわけですね。それを、食糧を送るとか、病人を運ぶとか、そんなことで沖繩島民の福祉を守ろうなと考えることは、まことに無慈悲なことであると思ふ。こういうことであるが、岸総理の、今私の申し上げましたことに對する見解を一つ聞きたい。真に、われわれの同胞、沖繩八十万を守ろうとするならば、ただ言葉に、福祉を守ると掲げるばかりではなく、そのときにはこうするのだという、日本国の総理としての、沖繩島民に對する安全を守る決意と愛情をここに示してもらわなければならぬと思ふ。

○岸國務大臣 沖繩における施政権というものを一切あげてアメリカが持つておる、従って、防衛につきましてもアメリカが全責任を持つてやるといふことであり、島民の福祉についても、本来アメリカがこれを全責任を負うてやるといふ建前になっておることは、御承知の通りであります。私どもはこれに對して、究極は、どうしても日本に施政権を返してもらって、そうして今西村君も言われるように、あそこにおる住民八十万というものは、われわれと血が相通する日本人であります。われわれの固有の領土であるところのこれに對して、日本全国の他の場所と同じように、また他の場所に住んでおる日本人と同じように、政府として責任が持てる状態になることが望ましいことは、言うを待ちません。しかしながら、現在そういう状態に不幸にしてないのであります、その状態のもと

においてもしも不幸にして武力攻撃が発生した場合において、われわれは施政権がない、あるいは事実上何らかの力を加えるだけの實力を持たないというわけで、座して指をくわえておるというわけにもいかぬと思ひます。これが交換公文におけるところの——私どもが、もちろん、福祉のために必要なことをやるといふことの内容としてまず考えられることは、先ほど来言うておるようなことであります。しかしながら、事態いかによって、どういふふうな措置をとることがその事態に應ずるために一番いいことであるか、また、それが可能であるかどうかというふうなことを検討して、政府としては最善を尽くすというのとは当然なことである。しかし、同時に、アメリカ政府がそういうふうな施政権を持つておるのでありますから、その防衛について一切の責任と、それから住民の福祉を確保するために全力をあげるということは、当然のアメリカの権利でありますと同時に、また義務だと思ひます。それを潜在主権を持つておる日本に對して声明さして、少なくとも、日本の政府もアメリカ政府も、そういうことに關して全力をあげて島民の安全と福祉を守るといふ決意を示しているわけでございます。

○西村(力)委員 決意のほどはそれでけっこうでございますが、それでは、沖繩に武力攻撃が発生したという場合の姿というものは、一体どういう形を呈するか、これについては、やはりはっきりとした総理としての見通しを持っていただければいいか。その見通しに基づいて、それから住民の福祉を守るためには最低これが必要である、

こういう工合に考え方が進められなければいけないと思ひます。私は、沖繩の武力攻撃の発生というものは、これは近代戦の最も苛烈なる様相を呈することは間違いないと思ひます。沖繩における戦争の形態に對して、総理の見通しというのか、考え方はどういふ工合に考えられますか。

○岸國務大臣 現在、他から武力攻撃が加えられる場合というのは、沖繩だけがなしに、日本本土に對しても、どういふ様相で武力攻撃が加えられるかというところは、あらかじめ、こういう形だけだということを限定的に考えるわけにいかぬと私は思ひます。やはりいろいろな場合があるであつて、それに應じて処置を考えていくということではなかなかならぬと思ひます。

○西村(力)委員 近代戦争そのまゝの姿がこの沖繩において発生した場合、そのところから住民の福祉を守り、生命を守る、こういうことであるならば、非戦闘員はすべて疎開させる、これ以外にはないだらうと思ふが、この住民の福祉を確保するといふ、この条項の最大限の、最も効果的な方法は、そういうことも考えられるのだ、それを含んでおるのだ、こういうことをあなたに認められますか。

○岸國務大臣 今申し上げましたように、われわれは、沖繩の住民の福祉を守るためにできるだけのことをすると、いうことを申し上げましたが、もちろん、するといふ決意を今持つておりません、事実上不可能なことではできませんけれども、われわれはできる限りのあらゆる手段を尽くして沖繩を守っていく、決して病人だけをこちらに連れてくれば、それでもってわれわれの

福祉を守る任務は終わるのだ、あるいは、食糧を送るだけでもってそれで終わるのだというやうな、限った考えを持つておるわけじゃございません。できるだけのあらゆる努力をするつもりでございます。

○西村(力)委員 関連でありますので、これとどめですが、しかし、民族が隔離されて、爆弾の上に住んでおる沖繩のわれわれの同胞に對しては、こういうさらさらしい合意議事録であつては、これは無慈悲なものである。だ、こういう工合に私は考えるのである。根本は、やはりアメリカの世界戦略の最前線の拠点として沖繩があるのだ、これに對する日本国民の努力、ことに政府の努力がまだ不十分であつて、一日も早くわれわれの手に取り返すということが成功されないといふことは、お互いにやはり残念に思ひなければならぬと思ふ。沖繩の米軍支配といふことを一日も早く解除しなければ、島民の福祉を守るといふことの合意にしても、これは何も意味がないものだと思ふ。あそこ軍事基地を撤去させる、こういうことのために、最大限の努力をお互いにやるように、ことに政府自体がこれをやるやうな工合にぜひ努力しなければならぬ。今回の交渉において、その施政権の問題や何かについて一言も触れられなかったというのことに對しては、これはまことに遺憾しくである、かように申し上げまして、またいづれ御質問申し上げることといたします。

○津井委員 長々同僚が質問を重ねておりましたから、これで私はやめます。それで、三時間半ばかり質問を申し上げましたけれども、どうも納得のい

かないところが多いわけです。静かに
顧みてみますと、今から百年前に、新
見豊前守が日米修好条約を結んだわけ
です。この修好条約の百年祭で、近く
アイトがやってくるそうでございます
が、一つここで私は、岸さんもそうで
すが、藤山さんにお願いをしたいので
す。きょう私いろいろ質問をしていま
したが、あなたには非常に旺盛な、何
と申しますか、政治責任を感じた迫力
が感じられないのです。明治二十七、
八年の日清戦争の当時においては、外
務大臣は陸奥宗光でございました。彼
は、この不平等条約を解消するために
心魂を砕いたのです。一つ藤山さん、
お帰りになって、あるいはお読みにな
ったかと思いますが、陸奥宗光のお
書きになった蹇々録を、もう一回、深
夜静かに熟読玩味していただきたいと
思うのです。彼は、骨身を削るような
政治的な責任意識と同時に、周到綿密
な政治的な配慮をもって条約の改廃に
当たっておるのです。今私たちは、こ
の新見豊前守の百年前に結んだ、その
同じような道を今日歩くような気がし
て仕方がないのです。この点は、一つ
岸さんも藤山さんも、一夜静かに陸奥
宗光の蹇々録をお読みになって、そう
してもう少し大きな、旺盛な政治的な
意欲を持って、責任ある御答弁をこの
委員会でお願いたいと思うのです。まだ
私は二、三点ありますが、最後にこれ
だけお願いしておいて、私の質問を終
わります。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いた
します。

午後四時四十七分休憩

午後六時三分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

この際、公聴会開会承認要求の件に
ついてお諮りいたします。

ただいまの理事会の協議に基づきま
して、現在本委員会において審査中の
三件につき公聴会を開き、広く意見を
聞くことにいたしたいと存じます。つ
きましては、右の公聴会開会につき議
長の承認を求めたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認め、委
員長においてその手続をとることにい
たします。

なお、お諮りいたします。公聴会の
日時は、来たる五月十三日及び十四日
の両日開会することとし、公述人の選
定その他諸般の手続につきましては、
理事と協議の上、委員長において決定
いたしたいと思っておりますので、委員
長に御一任をお願いいたしますが、これ
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○小澤委員長 次に、委員派遣承認申
請の件についてお諮りいたします。

公聴会に引き続きまして、五月十五
日及び十六日、現に審査中の各案件の
審査のため、主要の地に委員派遣をい
たしたいと存じます。つきましては、
派遣委員の選定、派遣地等は、理事と
協議の上、委員長において決定し、議
長の承認を求めることといたしたいと
思いますが、これに御異議ございませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

なお、派遣地によっては航空機利用
の件を申し入れたいと思っておりますので、
この点も委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議がないものと認
めまして、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

昭和三十五年五月六日印刷

昭和三十五年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局